

## 法人資本主義の成立・展開・変質（上）

——20世紀アメリカ資本主義の発展構造——

楠 井 敏 朗

### I 問題の所在

アメリカ経済史の研究者にとって、19世紀末から20世紀初めの経済の根本的な変化ほど強烈な関心を呼ぶものはない。「文化」の意味を社会学の通説的理解にしたがって「生活様式」と理解すれば、19世紀のアメリカは、一言でいえば、プロテスタンティズムの影響が強く浸透した「精神文化」の国であった。だが、20世紀のアメリカはこれとはまったく雰囲気を変えた「物質文化」の国である。

この大きな質的転換を象徴的に示す事例こそ、他にもない、ヘンリー・フォードによる自動車の移動式組立工場の成立であった。これは20世紀文化を特徴づけたモダニズムの範型である<sup>1)</sup>。

われわれは「物質文化」の特徴として次の事実を想起することができる。最終的消費者の需要に標的を合わせて構築された、ブランド志向の画一化された巨大法人企業の大量生産と大量販売の合理的システム、各レベルの専門的経営者によって管理された巨大法人企業の合理的な経営組織、自動販売機の普及やスーパー・マーケットに代表される形式合理的で即物的なマーケットの仕組みなどである。

この時期を画期にアメリカ合衆国の経済の仕組み、わかり易くいえば「生産」と「分配」と「消費」の仕組みが根本的に変わったのである。アダム・スミス以来の経済学の基本的概念を用

い、マックス・ヴェーバーの経済社会学の用語で補足していえば、「分業」<sup>アルバイトタイルンク</sup>と「専有」<sup>アプロプリアティオン</sup>の仕組みが根本的に変わったといえる。

まず、バーリー=ミーンズ以来指摘されているように<sup>2)</sup>、「所有」と「経営」の分離が起こった事実を指摘しておかねばならない。企業がその創設者およびその家族（または親族）の管理から離れて、俸給を受け取る専門的経営者によって管理されるようになったこと、これに伴って、企業の利益がすべて株主に配当として分配されず、その大きな部分が企業内部に留保されるようになり、法人企業の独自性がその成長の鍵を握る専門的経営者によって代弁されるようになった事実がこれである。

だが、それだけではなかった。もっと根本的なところで変化が起こっていた。「経営」と「家計」との分離である。

19世紀の普通のアメリカ人の生活様式を規定していたものは、独立自営農民層の生活様式であった。トマス・ジェファソンによって国の基礎として重視され、建国以来アメリカ人の意識の根底を支えていた独立自営農民層は、南北戦争期に制定された「自営農地法」<sup>ホームステッド・アクト</sup>（1862年）によって制度的に保障された。だが、1890年代には厳然たる事実となっていた「フロンティアの消滅」によって、その存立の基盤は失われていた。その後古くから定住したアメリカ人も、新

第1表 都市\*の成長1860—1940（単位100万人）

年	1860	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940
農村部	25.2	28.7	30.0	40.8	45.8	50.0	51.6	53.8	57.2
都市部	6.2	9.9	14.1	22.1	30.2	42.0	54.2	69.0	74.4
都市の数									
人口1万人以下	299	495	716	994	1297	1665	1970	2183	2387
1万～10万人	84	154	203	326	402	547	684	889	985
10万人以上	9	14	20	28	38	50	68	93	92

\* 人口2,500人以上を擁するところ。

（出所） U.S. Department of Commerce, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, Washington, D.C. 1975, pp. 11-12, から作成。

しい移民も、これとは別の新しい生活様式を求めねばならなくなっていた。1920年の「合衆国センサス」は、はじめて、「都市」に居住する人口が「農村」に居住する人口を上回った事実を告示した（第1表参照）。

巨大法人企業の管理下におかれた工場では、長い間かかって習得された熟練は評価されなくなっていた。その代わりに、未熟練でも不熟練でもよい。自動化され、精密な機能を果たす機械を使った生産機構のなかで、その単調な仕事を首尾よくこなす者が高い評価を受けるようになっていた。「フォード・システム」に代表される、「科学技術」の生産工程への応用の一層の進展は、工場内の分業編成と労働者に対する評価基準を根本的に変えただけではない。「経営」と「家計」との根本的な分離を達成した。支払われる賃金で自分の生活を支え、自らを「生産者」としてよりも「消費者」と意識し直す新しい時代が到来していたのである。

「経営」と「家計」の分離は工場労働者にだけ起こったのではなかった。本社勤務の上級・中級管理者や、配当・利子を受け取る人々にも起こっていた。かれらもまた企業との利害関係を離れたときには、いずれも直接に自らを「消費者」と意識したのである。

「分業」と「専有」の変化はこれに留まらなかった。社会的分業の再編成が起こっていた。

諸企業は激烈な競争を回避するため、同業他社との提携や合併を企てた。さらに進んで原料抽出部門から最終消費者への販売部門までを1企業の管理下におく部門間の垂直的統合が進展した。A・D・チャンドラー、Jr.の指摘した企業の「合理的管理機構」（経営者の visible hand が市場機構を支配した神の invisible hand に取って代わったという経営管理機構）は、こうした過程で成立していった。そして、そのなかで巨大法人企業は、「規模の利益」と「範囲の利益」を求めて企業規模を拡大し、業務を多角化し、国際化のメリットを追求した。

本稿の課題は再編成されたアメリカ資本主義を、「分業」と「専有」の仕組みの変化の観点から整理し直し、その構造的特徴を明らかにした上で、これが20世紀を通じてどのように展開し変質していったかを考えることにある<sup>3)</sup>。

## II 法人資本主義の成立

### A. 1880年代の急速な経済成長と19世紀アメリカ資本主義の変化

1880年代のアメリカ経済の発展はめざましいものであった。このことは驚くべき経済成長率のなかにみることができる（第2表）。国民総生産（GNP）、国民純生産（NNP）の伸び率が目立つだけでなく、国内総生産（GDP）、とくに非農業部門の国内総生産（GDP）をみると

第 2 表 19世紀末～20世紀初めのアメリカ経済

単位10億ドル (1929年の価格で換算している)

年 代	国民総生産	国民純生産	年 代	国内総生産	民間国内総生産		
					総 計	農 業	非農業
1872-76	11.7	10.1	1869-78	11.6	10.9	4.1	6.8
1877-81	16.1(43.8)	14.6(44.6)	1879-88	21.2(82.7)	20.2(85.3)	5.8(41.5)	14.4(111.8)
1882-86	20.7(28.6)	18.7(28.0)	1889-93	27.5(29.7)	26.3(30.0)	6.6(13.8)	19.7( 36.8)
1887-91	24.0(15.9)	21.3(13.9)	1892-96	29.8( 8.4)	28.5( 8.4)	6.8( 3.0)	21.7( 10.2)
1892-96	28.3(18.0)	24.9(16.9)	1897-01	37.3(25.7)	35.8(25.6)	8.4(23.5)	27.4( 26.7)
1897-1901	35.4(25.1)	31.4(26.1)	1902-06	46.9(25.7)	45.2(26.3)	8.9( 6.0)	36.3( 32.5)
1902-06	45.0(28.2)	40.2(28.0)	1907-11	55.1(17.5)	52.9(17.0)	9.2( 3.4)	43.7( 20.4)
1907-11	52.5(16.7)	46.6(15.9)	1912-16	62.5(13.4)	59.9(13.2)	10.1( 9.8)	49.8( 14.0)
1912-16	59.7(13.7)	52.6(12.8)	1917-21	71.6(14.6)	67.0(11.9)	9.7(-4.0)	57.3( 15.1)
1917-21	67.7(13.4)	59.0(12.2)					
1922-26	84.4(24.7)	74.6(26.4)					
1927-31	93.4(10.7)	82.6(10.7)					

(出所) *Historical Statistics of the United States*, pp. 231-32, から作成。

( )内は前期に対する成長率(%)。

第 3 表 卸売物価指数の動向 (1873-1920年)

年次	全商品	農産物	金属 金属製品	年次	全商品	農産物	金属 金属製品	年次	全商品	農産物	金属 金属製品	年次	全商品	農産物	金属 金属製品	年次	全商品	農産物	金属 金属製品
1873年	133.0	103	243	1883年	101.0	87	144	1893年	78.0	51	77	1903年	87.0	56	90.2	1913年	101.9	72	91
74	126.0	102	194	84	93.0	82	124	94	69.6	45	66	04	87.2	59	79.9	14	99.4	71	80
75	118.0	99	175	85	85.0	72	109	95	71.2	44	70	05	87.7	56	89.1	15	99.4	72	86
76	110.0	89	157	86	82.0	68	110	96	67.9	40	71	06	90.2	57	102.4	16	124.8	84	117
77	106.0	89	141	87	85.0	71	119	97	68.0	43	65	07	95.2	62	109.8	17	171.6	129	151
78	91.0	72	126	88	86.0	75	121	98	70.8	45	65	08	91.8	62	86.3	18	191.7	148	137
79	90.0	72	134	89	81.0	67	116	99	76.2	48	100	09	98.9	70	84.5	19	202.4	158	131
80	100.0	80	166	90	82.0	71	123	1900	81.9	52	98	10	102.8	74	85.2	20	225.4	151	149
81	103.0	89	150	91	81.5	54	92	01	80.7	51	93	11	94.8	67	80.8				
82	108.0	99	159	82	76.2	50	84	02	86.0	53	91	12	100.9	73	89.5				

(出所) ・全商品卸売物価指数については, Lance E. Davis, et al., ed. *American Economic Growth: An Economist's History of the United States*, New York 1972, p. 304. これはワレン=ピカソンの指数 (1914=100) によるもの。・農産物 (1813-90年) については, *Historical Statistics of the United States*, p. 201. 1891-1920年については, *Ibid.*, p. 200, による。前者は, ワレン=ピカソンの指数 (1914年=100) によるが, 後者は BLS 指数 (1926年=100) による。

・金属, 金属製品についても, 農産物と同じ指数 (1926年=100) が用いられた。

きに明らかとなる<sup>4)</sup>。

この事実は, 第 3 表をみると, 一層興味深い事実を照らし出してくる。この時期を通じて卸売物価が低落したという事実である。

製造業部門ではこの時期急速な技術革新が進展し, 製品価格が低落した。農業部門では自営

農地法 (1862年) の影響が大きかった。この政策は, 亜乾燥地帯であった大平原地帯を短期間のうちに穀倉地帯, 牧草地帯, 放牧地帯へ変化させた。ここでは, 農業機械や有刺鉄線の利用, さらに独得な灌漑方式が採用され, 大変化を達成していった。これが主要農産物 (穀物と家畜)

の過剰生産と価格の低落をもたらしたのである。

農工両面で進展した急速な生産拡張と資本の集約化、それに伴う卸売物価の低落——これが、19世紀末から20世紀初めのアメリカ経済の構造転換の原動力であった。この条件のもとで、鉄道・製造業の分野で激烈な競争回避のための企業合同<sup>5)</sup>が進展した。農業の分野では、1880年代末からファーマーズ・アライアンス<sup>6)</sup>の運動や19世紀末のポピュリズムの運動<sup>7)</sup>が起こった。これらが「分業」と「専有」のありかたを根本的に変化させる動きであったことは、いうまでもない。

ここでわれわれは、近年のナオミ・R・ラモローのすぐれた研究<sup>8)</sup>によりながら、19世紀末

第4表 製造業部門で起こった企業合同 (1895-1904年)

年次	企業合同数	年次	企業合同数	年次	企業合同数
1895年	4	1899年	63	1903年	5
1896	3	1900	21	1904	3
1897	6	1901	19		
1898	16	1902	17		

(出所) H.R. Lamoreaux, *The Great Merger Movement in American Business, 1895-1904*, Cambridge U.P., New York 1985, p. 2, より。

から20世紀初めの企業合同の動きを確認しておかねばならない。

第5表 世紀交替期の企業合同と市場占有率

占有率40%以下の企業	占有率40~70%の企業		占有率70%以上の企業	
① Amalgamated Copper	① American Bicycle	②③ New England Cotton Yarn	① American Brake Shoe & Foundry	② Eastman Kodak
② American Cigar	② American Brass	④ Royal Baking Powder	② American Can	③ General Aristo
③ Cleveland & Sandusky Brewing Co.	③ American Car & Foundry	⑤ Rubber Goods Mfg. Co.	③ American Chiclé	④ Harbison-Walper Refractories
④ Dayton Breweries	④ American Felt	⑥ Standard Table Oil	④ American Fork & Hoe	⑤ International Harvester
⑤ Empire Steel & Iron	⑤ American Fisheries	⑦ Cloth	⑤ American Hide & Leather	⑥ International Paper
⑥ Independent Glass	⑥ American Linseed	⑧ U.S. Cotton Duck	⑥ American Ice	⑦ International Steam Pump
⑦ Maryland Brewing	⑦ American Malting	⑨ U.S. Shipbuilding	⑦ American Locomotive	⑧ Mississippi Wire Glass
⑧ Massachusetts Breweries	⑧ American Sewer Pipe	⑩ U.S. Steel	⑧ American School Furniture	⑨ National Asphalt
⑨ New Orleans Brewing	⑨ American Shipbuilding	⑪ Virginia-Carolina Chemical	⑨ American Seeding Machline	⑩ National Carbon
⑩ New York & Kentucky	⑩ American Smelting & Refining		⑩ American Snuff	⑪ National Novelty
⑪ Pacific Coast Biscuit	⑪ American Stove		⑪ American Stogie	⑫ Otis Elevator
⑫ Pennsylvania Central Brewing	⑫ American Thread		⑫ American Window Glass	⑬ Pittsburgh Plate Glass
⑬ Pittsburgh Brewing	⑬ American Woolen		⑬ American Writing Paper	⑭ Railway Steel Spring
⑭ Providence Ice	⑭ California Fruit Canners Association		⑭ Casein Co. of America	⑮ Standard Sanitary mfg.
⑮ Pure Oil	⑮ General Chemical		⑮ Central Foundry	⑯ Union Bag & Paper Paper
⑯ Republic Iron Steel	⑯ Internarional Salt		⑯ Chicago Pneumatic Tool	⑰ United Box Board & Paper
⑰ Standard Shoe Machinery	⑰ Internarional Silver		⑰ Continental Tobacco	⑱ United Shoe Machinery
⑱ Susquehanna Iron & Steel	⑱ National Buiscuit		⑱ Corn Products	⑲ U.S. Bobbin & Shuttle
⑲ United Breweries	⑲ Narional Candy		⑲ Crucible Steel	⑳ U.S. Cast Iron Pipe & Foundry
⑳ U.S. Flour Milling	⑳ National Enameling & Stamping		⑳ Distilling Co. of America	㉑ U.S. Envelope
㉑ Va. Iron, Coal & Coke	㉑ National Fireproofing		㉑ Du Pont	㉒ U.S. Gypsum
	㉒ National Glass			

(出所) Lamoveaux, *The Great Merger Movement in American Business*, pp. 3-4, から。

1895～1904年の10年間に157件の企業合同が起こった事実に注目されたい。しかも、**第5表**に示されたように、この157件の企業合同によって、70%以上の市場占有率を有する企業が42社、40～70%の占有率を有する企業が30社、40%以下の占有率を有した企業が21社成立したこと、そしてこれらの企業合同が製造業のほとんどすべてともいってよい部門で起こっていることに刮目していただきたい<sup>9)</sup>。

われわれはここで、これらの企業合同が「シャーマン法」(Sherman Antitrust Act: 「非合法的な制限および独占に対して営業および通商を保護する法律」, 1890年7月)の制定後に進められた事実にもかかわらず言及しておかねばならない<sup>10)</sup>。同法が鉄道業を対象に不公正な営業活動を禁止する目的で制定された「州際商業法」(Interstates Commerce Act, 1887年)に続いて、一般企業を対象に制定された「独占禁止法」であったからである。

われわれは、まず、これら企業合同に対して連邦政府がどのように対応したかについて検討しておこう。

## B. 「シャーマン法」の制定と連邦政府の「独占禁止政策」

「シャーマン法」は、すでに13州で州法として制定されていたトラスト禁止法を土台につくられたトラスト問題に対する連邦政府の包括的な対応措置であった。それは全8条から構成されていたが、実体規定となった第1条と第2条では、問題性の多い用語である「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」について定義がなされ、違反者に対しては罰則が設けられていた<sup>11)</sup>。しかし、この法律は法解釈上きわめてむづかしい問題を含んでいた。同法の制定からアメリカ独占禁止政策確定の最終指標を示す「クレイトン法」(Clayton Antitrust Act)と「連邦取引委員会法」(Federal Trade Commission Act)の制定(いずれも1914年)まで四半世紀間「シャーマン法」に対する連邦司法部の解釈が

左右に大きく揺れたのはこのためであった。

シャーマン法の立法趣旨は、1890年3月21日上院本会議で行なわれたジョン・シャーマン(オハイオ州選出)による同法案支持の演説から明らかである<sup>12)</sup>。それは、規制の対象とされた「営業の制限」、「独占化」、「独占化の企て」に関して、これまでに積み上げられて来た「コモン・ローの原則」(common-law doctrine)を明文化することにあつた。しかし、実際に両院を通過した「シャーマン法」は、この趣旨を十分に徹底させえず、解釈の余地を多分に残すものとなり、最終判断を連邦司法部に委ねるものとなった。この時期連邦司法部、とくに連邦最高裁判所の解釈が大きな意味をもつたのはこのためであった。成立した巨大法人企業の命運はこの解釈によって決定的に左右されることになったからである。3代の革新主義政権(Th・ローズヴェルト, W・タフト, W・ウィルソン)の独占禁止政策もまた、この解釈をめぐる連邦行政部の対応の仕方と大きくかわり、色づけられたといつてよい。

そこでまず議論の手始めに、連邦司法部、とくに連邦最高裁判所の解釈の変化から見ておきたい。

この時期連邦最高裁判所の解釈は大きく次のように変化した。

第1期(1890年7月～97年3月): 「コロン・ローの原則」による解釈が支配的であった時期。

第2期(1897年3月～1911年5月): 提訴された事件において「シャーマン法」が字義通り解釈された時期(「当然違法の原則」の貫徹期)。

第3期(1911年5月～14年): 「当然違法の原則」が否定され、再度「コモン・ローの原則」による解釈が復活して、いわゆる「条理の原則」(rule of reason)が確立した時期。

以上である<sup>13)</sup>。

革新主義期がこのうち第2期と第3期と重なり、3代の政権がとくに「ハーランの解釈」と呼ばれた「シャーマン法」の字義通りの解釈とぶつかったことは特筆しておかねばならな

い<sup>14)</sup>。

ところでわれわれは、3代の革新主義政権の「独占禁止政策」の特徴を個々に論述する前に予め、つぎの基本的事実を確認しておかねばならない。

1つは、3代の政権がいずれも「トラスト問題」の解決を最大の政策課題にしており、その中でとくに「独占禁止政策」が中心問題であったこと。2つ目は、にもかかわらず3政権とも、反トラスト運動の19世紀的指導原理ともいべきポピュリズム（あるいはその源流ともいべきジャクソニアン<sup>15)</sup>の反独占運動）とも絶縁していたということである。このことは決定的に重要な意味をもっていた。

州法に基づいて設立認可された企業でありながら、この時期これらの巨大法人企業は、州境はおろか、国境をも越えて活動する企業となっていた。しかも、これらの企業は、科学技術を生産工程や流通過程に応用することで競争力を獲得し、自社のユニークな存在理由をアピールした諸企業であり、その生産力は世界市場での競争にも十分に堪えうるものとなっていた。時代は第1次世界大戦前夜の「古典的帝国主義」の時代に入っていた。3代の革新主義政権は、これらの事実をしっかりと理解した上で、「トラスト問題」の解決にあたったのであった<sup>15)</sup>。したがって、ポピュリズムとの断絶はこれらの政権にとっていわば当然のことであったといっ

てよい。

共和党セオドア・ローズヴェルト政権（1901～09年）は、「公<sup>パブリック・インタレスト</sup>益の維持」という観点から独占禁止政策にたいへんな熱意を示した。合衆国北西部の3大鉄道（ナザン鉄道 [Northern Pacific R.R.]、グレイト・ナザン鉄道 [Great Northern R.R.]、バーリントン & クウィンシー鉄道 [Burlington & Quincy R.R.]）の支配権を獲得しようとして、J・P・モルガンとジェイムズ・J・ヒルの指導のもとで設立された持株会社、ナザン・シキュアリティーズ・カンパニー（Northern Securities Company）を、「公共の利

益」に反するものとして「シャーマン法」違反で提訴し、1904年、連邦最高裁判所の判決で同社を解散に追い込むことに成功したことは、同政権の「独占禁止政策」の基本理念を象徴的に示した出来事であった<sup>16)</sup>。

だが、同政権の「独占禁止政策」には一つの大きな問題点があった。それは、巨大法人企業の処遇に関連して、当時「当然違法の原則」の立場を堅持していた連邦最高裁判所の態度にあき足らず、連邦行政部の指導力を発揮する傾向を強めていたことであった。

同政権は商・労務省（Department of Commerce and Labor）を新設（1903年）し、新しい時代のビジネスと労働問題に対応できる行政措置を講じたばかりではない。その一部局に株式会社局（Bureau of Corporations）を設置し（1903年）、廃案とはなったが「ヘバン法案」（Hepburn Bill：「シャーマン法」の改正法案）の立案に努め、巨大法人企業の活動に対して行政面からの管理を強めようとした。州際商業に携わる巨大法人企業に対して、その企業活動に関する詳細な情報開示を要求し、その活動が「公益」に適っているかどうかを調査しようとし、行政部のこの動きに対して協力的な企業だけを「よい企業」、非協力的な企業を「悪い企業」と恣意的に区別して、後者のみを連邦司法部へ提訴する方針を採ったのであった<sup>17)</sup>。裁判によらない行政的管理ほど危険なものはない。建国以来の政治原則（「権力分立」）を踏みにじりかねないこの政策は、政策意図としては共鳴できる面はあったとしても、やがて直ちに批判の対象となった。

共和党タフト政権（1909～13年）の「独占禁止政策」は、Th・ローズヴェルト政権のこの政策との対決のなかで生まれた。タフト政権は企業規制を極端なまでに行政部へ集中しようとして、前政権に反対し、建国以来の政治原則に立脚した企業規制のあり方を追求した。そして、法解釈上きわめてむづかしい問題を含んでいた「シャーマン法」の改正を準備する一方、最高

裁判所主席判事の後任人事に際し、「当然違法の原則」に反対し、「コモン・ローの原則」による解釈の妥当性を提唱し続けて来たF・D・ホワイトを主席判事に昇格させて、「条理の原則」を確立させた(1911年)。また「トラスト問題」に対しては、「よい企業」と「悪い企業」を恣意的に峻別する方法を捨て、違法の疑いのある諸企業をおしなべて提訴し、その最終的審決を司法部に委ねたのであった<sup>18)</sup>。

1912年大統領選挙で勝利し成立した民主党ウィルソン政権(1913~21年)は、懸案であった「独占禁止政策」を最終的に結着させた。「連邦取引委員会法」と「クレイトン法」の制定がこれである<sup>19)</sup>。

「連邦取引委員会法」は州際取引を進める巨大法人企業の活動の適否に関する判断を連邦司法部の審理に委ねるという連邦行政部の姿勢を明確にした上で、タフト政権とは違って「トラスト問題」に対する行政部の果すべき一定の役割を明確に定めたものであった。すなわち、それは、巨大法人企業の行なう「営業の制限」、あるいは「独占化の企て」に対して予防的規制を施し、州際取引に携わる巨大法人企業の欺瞞的行為、または慣行を差し留め、消費者保護の徹底をめざした。この予防的規制を行なう行政機関として新設されたのが、連邦取引委員会であった。同委員会は、7年任期の5名の委員によって構成された委員会であり、意思決定機関であった。同委員会の権限は、具体的な問題を施行する上で規則を定めることのできる準立法権と、一般株式会社の企業活動に対する調査権(強制調査権)と、その調査に基づいて審査および審判をなしうる準司法権から構成された<sup>20)</sup>。

「クレイトン法」は「価格差別」、「不当排他条件付取引」、「株式または資産の取得」を規制する目的で制定された。その立法趣旨は、「シャーマン法」に違反する行為を未然に防止することにあった。この法律で100万ドル以上の資本金を有する金融機関での取締役の兼任が禁止された上、このような金融機関が他社の株式を

所有することが禁止された。また労働組合や農業団体が「シャーマン法」の適用対象から除外された。この2つの事柄は、後に考察するように、革新主義政権の社会経済的基盤を知る上で大切な意味をもっていた<sup>21)</sup>。

### C. 革新主義政権の経済政策

さて、われわれは、上記の議論を受けて、革新主義期の経済政策を整理しておかねばならない。

確認しておかねばならないことは、これらの政策体系が1890年代にポピュリストによって提起された「反独占」と「景気回復」のための政策提言に対する代案としてつぎつぎに整備されていったという事実である。それは前項で検討しておいた「独占禁止政策」を中心に据え、貨幣政策、金融政策、貿易政策、財政政策から体系的に構成されたもので、南北戦争=再建期に構築された諸政策の抜本的見直しを迫る内容のものであった。

**1. 貨幣政策** これについては金本位法の制定(1900年)と連邦準備法の制定(1913年)が挙げられねばならない。

金本位法は銀貨の無制限鑄造(銀本位制)を要求したポピュリストの提言に対する代案で、貨幣政策において合衆国の新しい方向性を示したきわめて重要な意義をもつ政策であった<sup>22)</sup>。

そのポイントは、イギリス経済を中心に編成された19世紀末の世界経済のなかで、英貨の基礎となり、国際的価値尺度および支払手段として機能していた金をもって本位貨幣とし、これによって国内で流通している紙券(緑背紙幣およびその他の政府紙幣と国法銀行券)を保障しようとしたものである。その狙いは、現行の金銀複本位制(またはポピュリストの要求した銀本位制)から生じる国内通貨制度の混乱を解決し、同時に経済成長に必要な通貨を弾力的に供給できる貨幣制度の創出にあった。

その背景にはつぎのような事情があった。そ

これはポピュリストの要求を受入れて制定された「シャーマン銀買上げ法」（1890年）が、その政策意図から離れて1890年代に合衆国の通貨危機を惹き起こし、合衆国の経済活動を大混乱に追い込んだという事情に他ならない。

金本位法制定を支えた理論は次の貨幣理論であった。それは、ポピュリストの期待した通貨供給の増大ならば、国際的にみて価値の不安定な銀貨の無制限鑄造によらなくとも、金と兌換可能な紙券の増発によっても可能だという、シンプルであるが正鵠を射た理論に他ならなかった。この政策は若干の曲折はあったが連邦準備法の制定に受け嗣がれてゆくことになった。そしてこの政策によって、貨幣制度の国家管理を要求したポピュリストの「反独占」政策と「景気回復」政策は完全に封じ込まれたのであった。

**2. 金融政策** これについては連邦準備法の制定（1913年）が挙げられねばならない<sup>23)</sup>。「独占禁止政策」が、「公共の利益」と「公共の福祉」の観点から巨大法人企業の活動に規制を加え、財・サービス市場の需給関係と価格の安定化をはかり、変化しつつある国民経済を新たな発展軌道に乗せようとした産業・市場政策であったとすれば、中央銀行制度の創設を定めた連邦準備法は、巨大法人企業の成立によって変化した金融・資本市場を、これまた「公共の利益」と「公共の福祉」の観点から調整しようと試みた政策立法であった。

もちろん3代の革新主義政権の時代に物事が同じ方向に順調に進展したわけではなかった。共和党と民主党のあいだに金融政策について大きな隔りがあったし、それらを支持する社会経済的基盤にもずれが見られたからである。だが、1907年恐慌以降の動き、たとえば、「オールドリッチ＝ブリーランド法」の制定（1908年）、全国貨幣委員会（NMC）の設置とその調査報告書の発表（1910～11年）、「全国準備協会計画」の策定（1912年）などを見ると、この時期、改革者の間で次ような事実認識で合意が得られて

いたことがわかる。

1つは、巨大法人企業の成立によって資金調達の仕組が根本的に変化したという事実認識であった。いま1つは、巨大法人企業の活動が国境を越えるようになったという現実を踏まえて、貿易金融のロンドン金融市場からの脱却が必要だという事実認識であった。前者は、証券取引所を巨大法人企業の健全な、したがってこれを投機によって攪乱することの尠ない、投資資金調達市場として位置づけることをめざした政策を展望していた。これに対し、後者は、合衆国における手形割引市場の創設、すなわち、米貨建て外国為替手形（銀行引受手形 BA）の育成とその流通市場の整備を展望した事実認識であったことはいうまでもない。

このような自覚は、通貨の弾力的供給だけを意図したポピュリストや、その弱点を克服した金本位法制定推進者たちの改革計画を遙かに凌駕した、まさに「現代アメリカ的」事実認識であったといつてよい。すなわち、1つは、それまで「地域社会」を基礎に成立・発展して来たアメリカ銀行制度（州法銀行制度および国法銀行制度）が、州際商業を基盤に発展の基礎固めをした巨大法人企業の資金調達に十分に応じ切れなかったということ、そのため証券取引所が、これら企業の資金調達に應えるよう整備されなければならなくなったという理由からである<sup>24)</sup>。

さらにいま1つ、19世紀を通じて合衆国の貿易はイギリスに大きく依存しており<sup>25)</sup>、貿易上の決済もロンドン市場を中心に英貨で行われていた。だから、ロンドン中心に編成された貿易金融システムに依存することは、最小のリスクで最も有利に貿易金融を進めることを意味していた。だが、巨大法人企業の対外活動が活発化し、それとともに取扱い商品も変り、取引先も変化するようになってくると<sup>26)</sup>、英貨によるよりも米貨による決済の必要性が現実味を帯びてくるようになった。

連邦準備制度の設置は、大きくみたとき、こ



の2つの「現代アメリカ的」要求に応えようとしたものであった。

連邦準備法は大要次の事柄を定めた<sup>27)</sup>。

(1)独立国庫制を廃止<sup>28)</sup>し、新設された連邦準備銀行を財政代理機関(「政府の銀行」とする。

(2)国法銀行券の発行を停止して、連邦準備券(Federal Reserve Notes)をもって法<sup>リーガル・テンダー</sup>貨に定め、金本位制を前提とした上で、通貨の弾力的供給をはかる<sup>29)</sup>。

(3)これまで独立国庫制度とニューヨーク市の銀行(とくに手形交換所加盟銀行)によって担われていた全国の準備金(紙券の発行および預金の準備金)を連邦準備制度によって一元的に管理する。

(4)連邦準備制度を地方分権的中央銀行制度に組織し、全国を12の準備区に分け、それぞれ1つ宛<sup>フェデラル・リザーヴ・バンク</sup>連邦準備銀行を設立し、ワシントンにおかれた連邦準備局<sup>フェデラル・リザーヴ・ボード</sup>がこれを緩かな形で統括する。連邦準備銀行は、各準備区内の加盟銀行に対して「最後の貸手」となる。

(5)国法銀行は預金銀行として存続する。そしてこれらにある一定の資産額を限度に在外支店の設置を認める。貿易金融を促進するため、手形の引受業務を許可する。

加えてわれわれは、次の事実を付記しておかねばならない。

第1は、連邦準備制度が業務を開始した1914年夏に第1次世界大戦が起こったということ。

第2は、証券取引所を健全な投資資金調達市場に育成してゆこうとした改革者の意図は、連邦準備法のなかには十分な形では実現されなかったこと。

したがって、第1次大戦の開始とともに進んだ合衆国の金融構造の変化(本論文(中))に対して、連邦準備制度の設立だけでは期待された十分な役割を果し得なかった。この大切な問題は、1929年恐慌後になって焦眉の課題となって現れてくる。

**3. 貿易政策** 革新主義期の貿易政策では、1909年の関税法(「ペイン=オールドリッチ関税法」と、1913年の関税法(「アンダーウッド関税法」)が比較検討されなければならない。この2つの関税法は性格を異にした関税法であったが、南北戦争後に制定された関税法(「モリル関税法」(1861年)以後の「関税法」)に対する見直し論議のなかで制定された関税法であった<sup>30)</sup>。

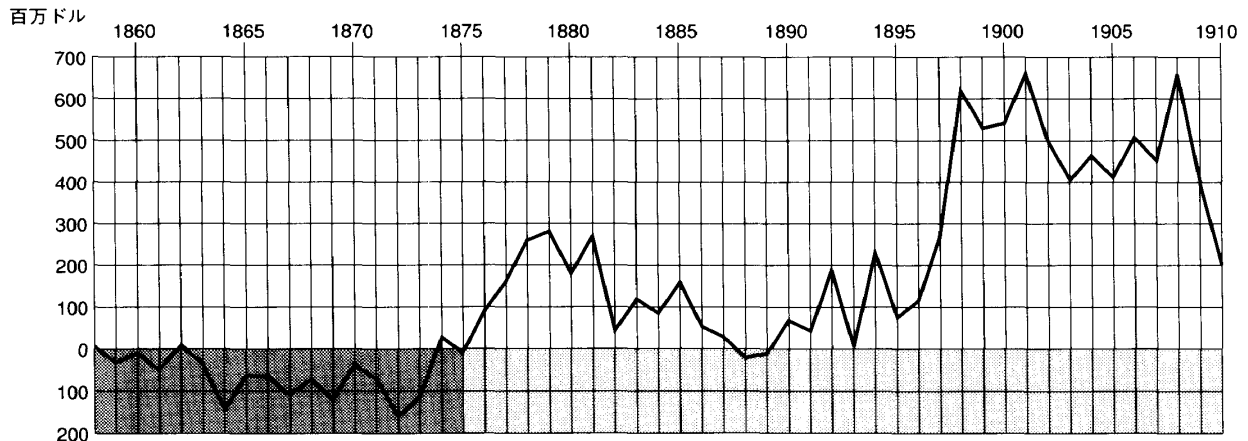
見直し論議の争点は、南北戦争以後の関税法が高率の保護関税を課し、巨大法人企業の成立に寄与したという「反<sup>アンタイ・トラスト</sup>独占」の議論の是非をめぐるものであった。したがって、改正論者の主張は、関税を科学的に決定する制度として、合衆国関税委員会(United States Tariff Commission)の設置要求と結びついていた<sup>31)</sup>。

タフト政権期に制定された「ペイン=オールドリッチ関税法」は、19世紀末に制定された2つの重要な関税法(「マッキンリー関税法」と「ディングレー関税法」)の理念を継承した保護色のつよい関税法であった。両法はすでに「互惠条項」を挿入していたことで注目されねばならない。ここで「互惠条項」とは、特定の国と単独に貿易協定を結び、その国が高率関税を課して合衆国の生産物(農産物または工業製品)の輸入を制限しなければ、当該国からの輸入品に対して、関税法で定められた高率関税を課さないことを謳った条項のことを言う。

「ペイン=オールドリッチ関税法」では、この「互惠条項」の挿入は否定された。だが、その理念の継承ともいえるべき形で、<sup>マキシマム・タリフ・レイト</sup>「最大関税率」と<sup>ミニマム・タリフ・レイト</sup>「最小関税率」の二重関税率が定められ、個々に貿易協定を結んで合衆国と「互惠関係」をもつに至った国には「最低関税率」、そうでない国々には「最大関税率」が課されるという差別を設けたのであった。

このことは「反独占」論議に直接対応した貿易政策ではない。むしろナショナル・インタレストが全面に押し出された政策であった。それだけではなく、19世紀末にすでに現実のものとなっていた合衆国の産業=貿易構造の変化に対

第1図 合衆国の貿易収支（1858-1910年）



(出所) Robert D. Patton & Clinton Warne, *The Development of the American Economy*, Glenview, Illinois 1963, pp. 256-57.

応した貿易政策であった。とくに保護色を強めていたヨーロッパ諸国，とりわけドイツとフランスに対して，合衆国からの農産物の輸出を有利にし，加えて，カナダ，アルゼンチンなど米州大陸諸国への工業製品の輸出にも最大の配慮がなされた政策であったといえる。それは，19世紀末に近づけば近づくほど黒字幅を増大させた合衆国の貿易収支（第1図参照）のなかで，ウエイトを高めつつあった工業製品の輸出を支援する政策であった<sup>32)</sup>とってよい。

これに対してウィルソン政権下に制定された「アンダーウッド関税法」は，①全般かつ大幅な関税率の引下げと，②このことによって生じる財政収入の減少（とくに関税収入を規定する上で重要な役割を担った原糖の輸入を免税にしたことの影響は大きかった）を新たに個人所得税を導入することで補填することを定めたもので，貿易政策の転換だけでなく，連邦税制の転換を方向づけた画期的意味をもっていた。とくに個人所得税の導入は合衆国憲法の修正を必要とする事柄であったので重要であったといえよう<sup>33)</sup>。

ここで確認しておかねばならないことは，つぎの事柄である。それは，F・W・タウシッグが力説している<sup>34)</sup>ように「アンダーウッド関税法」が「自由貿易」<sup>フリー・トレード</sup>を目標とした関税法ではなかったことである。

「アンダーウッド関税法」はたしかに免税品目を増やし全般的に関税率を引下げた。また合理的に関税率が決定されるよう「競争関税」の原則（principle of “competitive tariff”）を導入し，国内の生産者に外国の生産者と同一条件で競争できるように設定されたこれまでの関税設定の原則，すなわち，「生産価格均等化」原則（principle of “equilizing cost of production”）を否定した。それは輸入の拡大と輸出の拡大とともに志向したもので，巨大法人企業の企業活動の「保守化」（研究開発投資の削減など）に歯止めをおくとともに「消費者の利益」をも考慮に入れた政策ではあった。しかし，言葉の厳密な意味で「自由貿易」政策の採択ではなかった。

ここでタウシッグが「競争関税」の原則と「生産費均等化」原則が，結局は同じ方向性をもった原則であったと指摘している点に注目しておかねばならない<sup>35)</sup>。つまり，「競争関税」とはいても，それは共倒れを厭わないほどの「競争」を前提とした政策ではない。結局，他国産業に対して「競争」に堪えうる合理的な関税率の設定をめざしたにすぎない。

こう考えてくると「アンダーウッド関税法」は，いくつかの点で新機軸を打出したが，革新主義期の諸他の政策と同様，結局は，成立しつつある巨大法人企業に一定の「規制」を加えて

第 6 表 連邦政府の租税収入 (1870-1922年) 単位100万ドル

年次	総計	内国税	内国消費税			所得税*	関税
1870年	379.4	184.9					194.5(51.3%)
1880	310.5	124.0					186.5(60.1)
1890	372.3	142.6					229.7(61.7)
1900	528.5	295.3	(火酒税)	(発酵酒税)	(タバコ税)		233.2(44.1)
1910	602.7	289.9	148.0	60.6	58.1	21.0	333.7(55.4)
1911	603.5	322.5	155.3	64.4	67.0	33.5	314.5(52.1)
1912	604.3	321.6	156.4	63.3	70.6	28.6	311.3(51.5)
1913	663.3	344.4	163.9	66.3	76.8	35.0	318.9(48.1)
1914	672.3	380.0	159.1	67.1	80.0	71.4	292.3(43.5)
1915	625.5	415.7	144.6	79.3	80.0	80.2	209.8(33.5)
1916	725.9	512.7	158.7	88.8	88.1	124.9	213.2(29.4)
1917	1,035.4	809.4	192.1	91.9	103.2	387.3	226.0(21.8)
1918	3,878.8	3,696.0	317.6	126.3	156.2	2,852.3	182.8 (4.7)
1919	4,023.6	3,840.2	365.2	117.8	206.0	2,600.8	183.4 (4.6)
1920	5,722.6	5,399.1	97.9	47.0	295.8	3,956.9	323.5 (5.7)
1921	4,887.9	4,579.9	82.6	—	255.2	3,228.1	308.0 (6.3)
1922	3,565.7	3,208.2	45.6	—	270.8	2,086.9	357.5(10.0)

\*1910-1914年に法人企業に対して課せられた物品税と1917-18年に課せられた軍需品生産者に課せられた物品税が含まれている。

(出所) F.W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 6th ed., New York 1914, p. 455, 及び, *Statistical Abstract of the United States*, 1922, Washington 1923, p. 563, より作成。

その存立をはかろうとした政策といえよう。

**4. 財政政策** ここでは特筆すべきは、すでに「アンダーウッド関税法」を論じた際に関税としておいたように、個人所得税の導入である<sup>36)</sup>。

建国以来の合衆国は財政収入を基本的には関税と内国消費税(酒税とタバコ税が主)、それに公有地の売却代金に依存して来た。戦時中(例えば第2対英戦争、メキシコ戦争、南北戦争)には、この他長期・短期の公債でこれを補填した。

いまこの大原則が転換したことの意味は大きい。第1の効果は、第1次世界大戦後、この所得税が次第に意味をかえつつ戦費調達の大きな財源になったことに現われていた。

第2は、合衆国の経済発展のパターンの転換(「内需」型から「外需」型発展への転換)を画する財政政策の導入ともいえようか。

## D. 革新主義政権の社会経済的基盤

### 1. 連邦権強大化の正当性の根拠

さて、われわれはここで革新主義政権を支えた社会経済的基盤について問わねばならない。それは、建国期、とくにジャクソン期にあれば、どまで連邦政府の行なう「通商権限」<sup>37)</sup>の拡大解釈と実行を阻止し続けた合衆国市民が、1世紀後になって、そのような歴史的行為が誤りであったかのように、強大な連邦政府の政策を受け入れるようになったのは、どうしてかという問題に他ならない<sup>38)</sup>。

20世紀末の今日、われわれは、市民社会の種々の部面に介入した中央政府が、ファシズム支配下のドイツや日本、そしてソ連、東欧諸国の社会主義国においてさえ、あえなく潰え去った歴史を想起することが出来る。20世紀の世界史は、その意味で、かつて19世紀初めに哲学者が提出した「国家」と「社会」の調和的発展は

どうすれば可能かという問いに対して、1つの答えを出した歴史であったように思われる。そうした世界史のなかで、合衆国では、19世紀末から20世紀初めの「危機の時代」に、「富」の所有と「所得」の稼得の仕方で根本的变化がみられたにもかかわらず、一応「国家」と「社会」の調和的發展を求めた新しい企てに成功した数少ない国であったように思われる。

われわれがいまここで問うているのは、「法人格」を認められた企業の活動に対して、その「自由権」と「財産権」、あるいは「生命権」（企業分割などの事例を想起されたい）にさえ、一定の「規制」加えることができるほど強大になった連邦政府の権力の「正当性」の根拠である<sup>39)</sup>。

革新主義政権の成功は、他でもない、次のシンプルな命題を合衆国市民に納得させることに成功したことにあったように思われる。「巨大法人企業の利益」は「合衆国市民の利益」ゼネラル・ウェルフェア（一般的福祉）であり、「合衆国の国民的利益」ナショナル・インタレストであるという命題である。

それは、換言すれば、「連邦政府」と「巨大法人企業」と「合衆国市民」三者の利益調和の提言であり、それを達成するための政策の提出に他ならなかった。

## 2. 革新主義政権の直面した2つの問題

革新主義政権は2つの問題に直面していた。1つは巨大法人企業の成立と、それに伴う労働争議の頻発、それに対する解決策の探求であり、いま1つには、イギリスの海外市場支配を脅やかすほどに成長した帝政ドイツの経済力との競争という問題であった。こうしたなか、「反帝国主義」、「反独占」という合言葉で民衆の心を捉え始めていた当時の政治的・社会経済的状況は、「独占禁止政策」を論じたとき言及したように、合衆国でも例外ではなかった。

労働争議は1890年から1905年までのあいだに件数で30,532件、参加数で717.5万人にのぼり、20世紀初め（1901～03年）に頂点に達した。と

くに20世紀に入ってからの争議は、賃金・労働時間等労働条件の改善をめぐる争議に加えて、組合承認をめぐる争議が増大し、後者が前者に拮抗する勢いを示していたことに特徴があった<sup>40)</sup>。ピッツバーグ（Pa.州）のカーネギー製鋼社ホームステッド工場でのストライキ（1892年）、プルマン（Ill.州）の鉄道車輛社のストライキ（1894年）、アマルガメイテッド・アフシェイション合同鉄鋼労働組合の行なってU.S. スティール社でのストライキ（1901年）、インタナショナル・ハーヴェスター社、ディアリング工場でのストライキ（1903年）などが、この時期の争議の主要なものである。

ところで、われわれはこうした労働争議を考える際に、どうしても看過できない次の事実注目しておかねばならない。それは、生産技術の著しい進展に比べて、工場内における生産管理の合理化が著しく遅れていたという事実である<sup>41)</sup>。

1890年以前の合衆国では、生産管理も労働慣行も、伝統的な社会的規範にしたがって、フォアマン職長や熟練労働者に委ねられていた<sup>42)</sup>。例えば、先に挙げたホームステッド工場は、1892年のロックアウトで熟練労働者の組合（合同鉄鋼労働組合）がペンシルヴェニア州兵の力を借りて壊滅されるまでは、「仕事の割当て」、「順番の調整」、「機械の更新」など、大工場内の細細した作業のすべてが、組合を代表する世話焼せわやきの管理下におかれていた<sup>43)</sup>。労働賃金率の決定、工場の機械による合理化も、最終的には労働者側に大きな決定権があった<sup>44)</sup>。言い換えれば、仕事場の管理権は、労働者によって専有されていたのである。しかも大切なことは、このような慣行を「地域社会」コミュニテイはぐるみで支援した事実であった。地方の役人、下級警察官、新聞・雑誌の編集者、小店舗の経営者などがみなストライキ中の労働者を支援した。

このような労働慣行は熟練労働者の組合で組織されたアメリカ労働総同盟（American Federation of Labor, AFL, 1886年創設）傘下の組合では、通例のことであった。だから、競争上高

度の技術進歩を要請された産業部門、例えば鉄鋼業や機械工業では、かかる労働慣行を温存して来た労働組合の排除は避けて通れない課題となったのである。企業経営者はクローズドショップ制からオープンショップ制への転換を執拗に追求したし、労働組合は企業の試みるかかる合理化計画から自分たちの立場を守ろうとした<sup>45)</sup>。

この時期に頻発した労働争議は、基本的には、企業の合理的運営にともなって必然化された工場内の生産管理の専有権をめぐる争議であった。

### 3. 革新主義政権を支えた3つの団体とコーポレート・リベリズム

ここで革新主義政権を支えた3つの団体について述べておかねばならない。全国市民連盟 (National Civic Federation: NCF)、全国製造業者協会 (National Association of Manufacturers: NAM)、合衆国商工会議所 (United States Chambers of Commerce) がこれである。

これらの団体を成立させた背景には共通してつぎの問題があった。それは革新主義政権が直面した2つの問題と同じで、①「トラスト問題」と労働争議の解決、②国際的経済競争力の強化という問題に他ならない<sup>46)</sup>。

NAMは、小規模な、大部分は「中西部」の製造業者によって1895年に結成された組織であった。元来外国貿易の拡張を奨励するロビー活動を続けていた団体であった。しかし、1902年にディヴッド・M・パリー (David M. Parry) が会長に就任し、労働組合反対の立場を明確にしたことから、多くの賛同者を集め、構成企業は、1900年の約1,000企業から1914年の3,500企業に大きく膨んだ。活動の重点がオープンショップ制の導入にあったことはいままでもない<sup>47)</sup>。地方の団体である Citizens Industrial Alliance に支えられて、NAMは、労働組合に加盟しないか、さもなければ組合を組織しないことを誓約した者だけを雇用する活動を強化したのである。その結果として進展したオープン

ショップ制こそ、20世紀の合衆国の労使関係を規定する基本的原則となったことをここに確認しておかねばならない。

NCFは、1900年に組織されたもので、NAMとは異なって、むしろ巨大法人企業の有力な経営者に指導された団体であった。上述したプルマン・ストライキの後、労働問題の解決をめぐり、シカゴの有力な企業および市民の指導者集団が、大会社の役員、労働組合の指導者、そして公共部門 (政界) の代表者を吸合して市民連盟を組織したのが結成の緒口であった。そのうち何度か会合を開くうちに全国市民連盟を結成したらという提案が台頭し、実現した。共和党の指導者で、オハイオ州選出上院議員をつとめた著名な炭鉱経営者 M・A・ハンナ (Marcus A. Hanna) が初代会長となった。同連盟の特色は、労、使、公三者の利益の調和 (協調) をめざす超党派的計画の遂行を目的としたところにあった<sup>48)</sup>。

その活動は次ぎのものであった。①労働争議の調停と労使協調のための諸方策の追求、②企業内部での雇用者と従業員の一休感 (一種の親和的温情主義) の意識的創造の努力、例えば労働者の日常生活や余暇活動と会社内の仕事との有機的結合の試み、③これら福祉活動を推進して、労働組合の要求して止まなかった組合の承認や団体交渉契約に代えようとする努力、④より積極的な立法活動への参加、例えば独占禁止法の改訂や「連邦取引委員会法」の制定、あるいは「労働者補償法」の州レベルでの制定の面でなされた努力などである<sup>49)</sup>。

とくに注目しておかねばならないことは、これらの運動の指導者のあいだに、巨大法人企業の果すべき社会的責任の自覚が漲ったことであった。かれらは企業システムによって生み出された社会問題や社会の腐敗にいままでよりもっと幅広い視野から考察する必要性を同僚の企業経営者や金融業者に訴えた。このNCFの活動を支えた考え方こそ、コーポレート・リベリズム、すなわち、労・使・公三者の利益調

和・協調の考え方であった<sup>50)</sup>。

それは、19世紀末のポピュリズム（その源流としてのジャクソニアン・デモクラシー）に代る20世紀のアメリカ人の心を支えた新しい思想であった、とわれわれは理解している。すなわち、それは、ポピュリズム（あるいはジャクソニアン・デモクラシー）とはちがって、成立した巨大法人企業は弾劾したり否定したりするものではなかった。むしろ、その生産力的意義を評価し、これに憲法の保証（保障）する「人の法的地位」とほとんど同じ権利を認めるものであった。だが、その代償として「公共の利益」と「一般的福祉」の観点からその企業活動に一定の「規制」を加えて、その巨大な生産力を国民的生産力を構成する重要なファクターとして再編成し、そのことによって、アメリカ資本主義の再建をはかろうとしたのである<sup>51)</sup>。そこでは、巨大法人企業に対して、次の社会経済的役割が期待されていた。1つは、アメリカ合衆国に対する国際競争力の保障である。いま1つは、19世紀のアメリカ人の夢であった<sup>ホームステッド</sup>自営農地の取得に代る新しい生活条件（「所得」と「地位」）の保障である。3代の革新主義政権の経済政策策定の理念は、それぞれニュアンスの差はあった。だが、基本的にこの理念に裏打ちされたものであったと考えてよからう。

合衆国商工会議所は新設の商務省の肝煎りで1912年に設置された実業者の全国組織であった。

地方にはそれまでも商工会議所 (chambers of commerce)、商工委員会 (boards of trade)、商工クラブ (commercial clubs) があり、地方実業家の利益の調和や情報の交換の場として機能していた。だが、全国組織はまだなく、全国的なビジネスの動きやビジネスマンの利益や意見を集約し発表する機関がなかった。合衆国商工会議所はこうした不備を是正する必要から設立されたものであった。その主要な仕事は海外の市場情報を正確に収集し、国内の企業に提供すること、同時に国内の企業情報を収集し、政策に反映することにあつた。タフト政権下で商務

長官をつとめたチャールズ・ナーゲル (Charles Nagel) がこの問題で大きな役割を果たした<sup>52)</sup>。

#### 4. 革新主義期に未解決なまま残された諸問題：新移民の増加、黒人労働者の「北部」への移動と人種的に階層序列をなした労働市場の形成

さて、われわれはここで、次の問題に注目しておかねばならない。それは革新主義期にやり残された問題群の存在である。そのなかで極めて大切なのが、この時期の合衆国への移民の激増と、それに関わる問題であった。

1901年の合衆国の総人口は約7,758万4,000人、これに対して同年の移民総計は約48万7,900人、1,000人に6人強の者が新しく合衆国に居住したことになる。最も移民の多かった1907年について見ると、その割合は1,000人に15人となり、驚くべき数字だったといつてよい。しかも大切なことは、東欧・南欧からの移民（新移民と呼ばれた）の急増である（第7表）。オーストリア＝ハンガリー帝国、ロシア・バルティック諸国、イタリアからの移民の、移民総数に占める比率を見ると、1901年には68.1%、1907年には68.7%、第1次大戦直前の1913年で67.7%となっている。

問題はこのことの結果である。第1は、信教も慣習も言語も異なったスラブ人、イタリア人、ギリシャ人、ユダヤ人が、急速に合衆国に入国したということから生じたエスニックな問題の発生と、これに対する対応措置である<sup>53)</sup>。多くの土着のアメリカ人にとって、彼らの流入は建国以来のアメリカ文化（生活様式）に対する脅威と認識されたことから、移民のアメリカ化（アメリカへの適応）が第1の課題となった。英語教育の実践と普及、アメリカの文化・法律の習得や適合が緊急事となった<sup>54)</sup>。

第2は移民の労働市場に及ぼした影響である<sup>55)</sup>。これについては大塚秀之のすぐれた研究がある。言語も慣習も信仰も異なるこれらの移民は、黒人労働者、メキシコ人労働者、それに英語を話す土着の労働者のあいだに形成され

第7表 主要国別にみた合衆国への移民 (1891-1920年) 単位1000人

年次	総計	ヨーロッパ						アジア	
		小計	グレート・ブリテン	ドイツ	オーストリア・ハンガリー	ロシア及びバルティック海諸国	イタリア	中国	日本
1891年	560.3	546.0	66.6	113.6	71.0	47.4	76.1	2.8	1.1
95	258.5	250.3	28.8	32.2	33.4	35.9	35.4	0.5	1.6
1900	448.6	424.7	12.5	18.5	114.8	90.8	100.1	1.2	12.6
01	487.9	469.2	15.0	21.7	113.4	85.3	136.0	2.5	5.3
02	648.7	619.1	16.9	28.3	172.0	107.3	178.4	1.7	14.3
03	857.0	814.5	33.6	40.1	206.0	136.1	230.6	2.2	20.0
04	812.9	767.9	51.4	46.4	177.6	145.1	193.3	4.3	14.2
05	1,026.5	974.3	84.2	40.6	275.7	184.9	221.5	2.2	10.3
06	1,100.7	1,018.4	67.2	37.6	265.1	215.7	273.1	1.5	13.8
07	1,285.3	1,199.6	79.0	37.8	338.5	259.0	285.7	1.0	30.2
08	782.9	691.9	62.8	32.3	168.5	156.7	128.5	1.4	15.8
09	751.8	654.9	46.8	25.5	170.2	120.5	183.2	1.9	3.1
1910	1,041.6	726.3	68.9	31.3	258.7	186.8	215.5	2.0	2.7
11	878.6	764.8	76.4	32.1	159.6	158.7	182.9	1.5	4.5
12	838.2	718.9	57.1	27.8	178.9	162.4	157.0	1.8	6.1
13	1,197.9	1,055.9	60.3	34.3	254.6	291.0	265.5	2.1	8.3
14	1,218.5	1,058.4	48.7	35.7	278.1	255.7	283.7	2.5	8.9
15	326.7	197.9	27.2	12.1	7.8	18.5	49.7	2.7	8.6
1920	430.0	246.3	38.5	1.0	5.7	1.8	95.1	2.3	9.4

(出所) *Historical Statistics of the United States*, 1975, pp. 105, 107, より作成。

た以下にみる階層序列のなかに嵌めこまれたのであった。

20世紀初め、アメリカの労働市場は次の特徴をもつものとなっていた。移民の流入が減少した第1次大戦から始まった黒人労働者の「北部」工業地帯（とくにシカゴを中心とした工業地帯の鉄鋼業や食品加工業）への進出。かれらの北上後に、綿花や果実の生産労働者としてテキサス州およびカリフォルニア州など「南西部」諸州に流入して来たメキシコ人移動労働者。——労働市場の底辺を支えたこれら黒人・メキシコ人労働者層の上層に新しくヨーロッパから移住して来た移民労働者が嵌め込まれて、その上層部に英語を話す土着の労働者が階層をなして存在するという、人種的に重層化された労働者階層編成がこれである。労・使・公の利益協調の思想（コーポレート・リベラリズム）に同化され

たのは、このうち、最上層部に位置した土着のアメリカ人労働者、とくに「労働貴族」の名が最もふさわしい労働組合の指導者であったことに注意されたい。

#### E. 第1次世界大戦のアメリカ経済への影響と1920年代の「繁栄」(1) ——法人資本主義の成立——

##### 1. 第1次世界大戦と連邦政府の対応

第1次世界大戦（1914年7月～18年11月）のアメリカ経済に及ぼした影響については、大きく2つの局面から考えられねばならない。1つは戦争の連邦政府の経済活動に及ぼした影響である。いま1つは、民間経済に及ぼした影響である<sup>56)</sup>。

合衆国が参戦したのは1917年であったから、戦争の影響はまず民間の経済活動（金融・資本

市場、貿易、農業および工業生産など）から始まり、次いで連邦政府の経済活動に及んだ。だが、ここでは叙述の都合上、連邦政府の経済活動への影響から述べてゆくことにしたい。

まず、1917年春6名の閣僚から構成された国防会議（Council of National Defence）が設置されたことに注目しておかねばならない。同会議は7名の専門家（運輸、金融、工業、商業、労働、医療など）からなる諮問委員会（Advisory Commission）の支援を得て、産業動員、運輸の円滑化、食糧・燃料の供給、労働問題の調整等、戦争遂行上ぜひ必要とされる事項を検討することを仕事とした。そして、専門性に応じた次の機関が相次いで設立された。

第1は食糧管理局（National Food Administration）と燃料管理局（Fuel Administration）が設立された<sup>57)</sup>。これは食糧と燃料の安定した供給と価格の維持が目的であった。

第2は戦時産業本部（War Industrial Board：1917年7月）の設置である<sup>58)</sup>。これは国防会議の下部組織の1つである一般軍需物資局（General Munitions Board）を改組して設立されたものであったが、1918年国防会議から独立して大きな権限を賦与された。戦時中の生産の調整とボトルネックの阻止などの問題を処理した。同本部の役割は、一般的に言えば産業活動の調整であり、民間向け生産の削減、浪費と反覆の除去など戦時生産を可能なかぎり効率的にすることにあった。大切なことは、産業界自体が企画や実施に協力したことである。同本部の幹部の大半が実業界の出身者であったこと、しかも報酬の大半を元所属企業から受けとったことは、特筆されてよい。

第3は、全国戦時労働委員会（National War Labor Board：1918年4月）の設立である。労働者に団体交渉権を保証し、最低賃金と最長労働時間を決定した上、組合活動をしている労働者の解雇を禁止した<sup>59)</sup>。その他、労働組合ではない、むしろこれと対立する性格の労働組織、

すなわち工場委員会（shop committees, works councils）に対して発展の機会を作った<sup>60)</sup>。

第4は、鉄道管理局（U.S. Railroad Administration：1917年11月26日）の設置である。

戦争開始とともに多くの鉄道会社は輸送量の急増に直面した。そこで各社はこれに対応するため、1917年4月、自発的に戦時委員会（Railroads' War Board）を結成して、全鉄道会社が従うべき統一的な経営政策を策定し実行した。この委員会は大きな役割したが、それでもボトルネックの解決に堪えられなくなった。そこで設置されたのが鉄道管理局であった。

同管理局は合衆国の鉄道に対する事実上の完全統制を行なった<sup>61)</sup>。これまで行なわれていた州際商業委員会による鉄道会社に対する監督を停止して、連邦政府に対して鉄道の借用権を与えた<sup>62)</sup>。財務長官W・G・マッカードゥーが管理局長を併任し、鉄道会社の取締役のなかから職員が任用された。トラック、バス、航空機輸送が不十分であったなかで、同管理局はボトルネック解消に大きく寄与した。

第5は船舶委員会の創設である。これは、1916年に創設されたものでドイツの潜水艦攻撃から商船の安全性を保障するためのものであった。参戦とともに同委員会のもとに緊急艦船公社（Emergency Fleet Corporation）が創設された。同公社は艦船の購入、建設、徴用などを可能なかぎり円滑に促進する権限を与えられた<sup>63)</sup>。

つぎに注目しておかねばならないことは、戦費調達の方法とそれが経済活動に及ぼした影響である。

第8表から明らかになることは、参戦後の合衆国公債（以下国債と記す）発行残高の急増、個人所得税<sup>64)</sup>および企業に対する超過利潤税<sup>65)</sup>の賦課の増大である。国債の発行はまず参戦特別会期で認可された<sup>66)</sup>。その後も続けられ、1917年4月から1918年9月までのあいだに前後4回、計170億ドルの自由公債（Liberty Loans）が発行された。また、戦争終結直後、戦勝公債（Victory Loans）が発行され





第9表 債務国から債権国への転換 (単位10億ドル)

年次	合衆国の海外投資						外国の合衆国への投資						
	海外投資総額	民間投資					政府投資	外国からの投資総額	長期投資			短期投資	
		民間投資総額	長期投資			短期投資			総額	直接投資	その他	総額	政府借入
			総額	直接投資	その他								
1914年 (6月30日)	5.0	3.5	3.5	2.7	0.8	—	1.5	7.2	6.7	1.3	5.4	0.5	—
1919	9.7	7.0	6.5	3.9	2.6	0.5	2.7	3.3	2.5	0.9	1.6	0.8	—
1924	15.1	10.9	10.0	5.4	4.6	0.8	4.2	3.9	2.9	1.0	1.9	1.0	—
1927	17.9	13.3	12.5	6.6	5.9	1.3	4.1	6.6	3.7	—	—	2.9	—
1930	21.5	17.2	15.2	8.0	7.2	2.0	4.3	8.4	5.7	1.4	4.3	2.7	—

(出典) *Historical Statistics of the United States*, Washington 1975, pp. 869, から作成.

第10表 合衆国への貨幣用金の流入 (単位100万ドル)\*

年次	流入額	流出人原因					保有残高
		貿易	貿易外	長期資本移動	短期資本移動	残**	
1914年7月 ~1918年12月	+1,044	+11,808	-1,748	-11,205	+132	+2,057	1,526****
1919	-164	+4,166	-2,668	-384	***	-1,278	2,707
20	-50	+2,976	-289	-832	***	-1,905	2,639
21	+686	+1,965	-371	-592	***	-316	3,373
22	+235	+711	-69	-815	***	+408	3,642
23	+295	+373	+175	-45	-33	-175	3,957
24	+216	+1,017	-42	-700	+119	-178	4,212
25	-102	+718	-9	-570	-106	-135	4,112
26	+72	+401	+53	-726	+419	-75	4,205
27	-154	+701	+20	-1,037	+585	-423	4,092
28	-272	+1,056	-29	-847	-348	-104	3,854
29	+120	+861	-75	-278	-4	-384	3,997
30	+278	+793	-58	-298	-479	+320	4,306

+は流入, -は流出を示す.

\* 金価格は1オンスの純金が\$20.67と計算されている.

\*\* 誤差・脱漏.

\*\*\* 利用できる資料なし.

\*\*\*\* 1914年の保有残高. なお, 1915年は2,025百万ドル, 1916年は2,556百万ドル, 1917年は2,868百万ドル, 1918年は2,707百万ドル.

(出典) *Banking and Monetary Statistics, 1914-1941*, Washington 1943, pp. 536, 538.

第11表 合衆国の貿易構造の変化 (単位億ドル)

年次	輸 出						輸 入					
	輸出総額	原料	食糧	加工食品	半製品	工業完成品	輸入総額	原料	食糧	加工食品	半製品	工業完成品
1914年	23.3	8.0	1.4	2.9	3.7	7.3	18.4	6.5	2.5	2.3	3.2	4.5
1917	61.7	8.3	5.1	8.1	13.2	27.1	29.5	12.9	3.9	3.5	5.4	3.9
1920	80.8	18.8	9.2	11.2	9.6	32.1	52.8	17.8	5.8	12.4	8.0	8.8
1925	48.2	14.2	3.2	5.7	6.7	18.4	42.2	17.5	5.0	4.3	7.2	7.7
1929	51.6	11.4	2.7	4.8	7.3	25.3	44.0	15.6	5.4	4.2	8.9	9.9

(出所) *Historical Statistics of the United States*, 1975, p. 889, から.

第12表 主要輸出品別にみた貿易構造の変化 (単位億ドル)

年次	輸出総額	綿花	タバコ	小麦	小麦粉	綿製品	食肉加工品	自動車*	石炭及び燃料	石油及び石油製品	鉄鋼製品	機械
1914	23.3	6.1	0.5	0.9	1.4	0.5	0.7	0.4	0.6	1.6	0.9	1.7
1917	61.7	5.8	0.5	2.5	3.9	1.6	2.8	1.2	1.2	2.8	6.5	3.6
1920	80.8	11.4	2.5	6.0	8.2	4.0	2.8	3.0	3.6	5.9	5.0	5.9
1925	48.2	10.6	1.5	1.5	2.3	1.5	1.3	3.2	1.1	4.7	1.4	3.7
1929	51.6	7.7	1.5	1.1	1.9	1.4	0.8	5.4	1.1	5.6	2.0	6.0

\* 部品及びエンジンが含まれている。

(出典) *Historical Statistics of the United States*, Washington 1975, p. 898, から.

第13表 主要輸入品別にみた貿易構造の変化 (単位億ドル)

年次	輸出総額	コーヒー	茶	砂糖	生ゴム	生糸	羊毛	羊毛製品	鉄鋼製品	綿製品	銅及び銅製品	石油及び石油製品
1914年	18.4	1.1	0.2	0.7	0.7	1.0	0.5	0.3	0.3	0.7	0.6	0.2
1917	29.5	1.2	0.3	2.2	2.3	1.8	1.7	0.2	0.3	0.6	1.4	0.2
1920	52.8	2.5	0.2	11.2	2.4	2.9	1.3	0.6	0.5	1.4	0.9	0.7
1925	42.2	2.9	0.3	2.5	4.3	4.9	1.4	0.7	(NA)	0.8	0.8	1.1
1929	44.0	3.0	0.3	2.1	2.4	4.3	0.9	0.9	(NA)	0.7	1.5	1.5

(出所) *Historical Statistics of the United States*, Washington 1975, pp. 900-01, から.

して証券投資によりながら、鉄道の建設、鉄道会社の再組織、さらには製造企業の再組織などに資金を提供して来たイギリスが、戦争開始とともに資金の回収を急いだこと、にもかかわらず②合衆国は、政府・民間とも対外投融資を増加させたことにある。対外投融資の主要なものは、協商国に対する借款であった(後述)。

合衆国は、他方、この時期、貿易収支の黒字幅を大きく増大させた<sup>73)</sup>。とくに1915年から10億ドル台にのせ、参戦期には30億ドル台、戦後1919年には45億と増大した。食糧に対する需要を含め、ヨーロッパの軍需増大にテコ入れされたものであった<sup>74)</sup>。対協商国への支援(融資)に裏づけられて、合衆国からの物資の輸出

が促進され、これがこの時期の大幅な貿易収支の黒字となつてはねかえつて来た構造的特徴が浮彫りされるであろう。このことは、**第10表**に示されるように、合衆国への貨幣用金の流入と金保有額の増大となつて現れた。

### 3. 貿易構造の変化

第1次世界大戦から1920代までの貿易構造の変化については、**第11～13表**から次の点を確認しておかねばならない。

第1は、合衆国がいまや工業製品を輸出して、工業原料（生ゴム、生糸など）および食品（とくにコーヒー、茶、砂糖）を輸入する「先進国型」貿易構造への決定的な転換をなし遂げたこと、これである。とくに工業製品中自動車（部品、エンジンを含む）と機械の輸出が急増している事実注目されたい。生ゴムの輸入増大は、自動車産業の勃興や生産増大に緊密にかかわっていた（後述）。

第2は、19世紀のアメリカ資本主義の発展を支えた農産物（綿花、穀物、穀粉、食肉）の輸出が、その歴史的意味を転換させたこと、これである。合衆国は19世紀を通じて、「開発」あるいは「経済的自立」のために外資の導入を不可欠にして来た。農産物の輸出（そして、その際振り出されたロンドン宛英貨建輸出形〔合衆国にとっての貴重な対外債権〕はこの「外資」導入を行なう際の大切な担保の役割を果たして来たといつてよい。だが、農産物の輸出は、いまこの役割から降り、世界の食糧不足あるいは原料不足をカバーする「最後の拠り処」としての役割を担うようになった。

われわれは、先に、19世紀末アメリカ農業を襲った「農業恐慌」（農産物の過剰生産と価格の急落）が、鉄道会社の不公正な経営戦略や巨大法人企業主義の成立に反対した、ポピュリズム発生の原因であったことについて論じておいた。だが、皮肉なことに、かれらの要求が入れられなかったにもかかわらず、世界的に景気が上向きに転じたこともあって、低迷していた卸売物価

も全般的に上昇に転じ、20世紀初めから第1次世界大戦期を通じて、アメリカ農業には「黄金時代」が現出した<sup>75)</sup>。これとともにポピュリストを支えていた経済理論は完全に否定され、歴史の表舞台から消えた。農民たちは、新しく設定された「革新主義」の政策体系のもとで、自分たちの新しい道を探さねばならなくなった。その1つの道が、第1次世界大戦期に偶然開かれた「世界の食糧・原料の備蓄庫」としての道であったといえよう。

第1次世界大戦期にみられた穀物・穀粉、加工食品の輸出の急増は、アメリカ農業をその方向に転換させるきっかけとなった。だが、その結果は悲惨であった。アメリカ農業は世界の景気に振り回され、好景気と不況を繰り返す運命のもとにおかれることとなった。アメリカ農業は、その後、連邦政府の保護政策がないかぎり、自立的に発展する道を閉ざされてしまったのである。アメリカ農業に対する連邦政府の保護という、19世紀のアメリカ経済史ではとても考えられもしなかった政策が、その後20世紀を通じて定着することとなった<sup>76)</sup>。

### 4. 産業構造の変化

産業構造の変化<sup>77)</sup>については、つぎの点を確認されねばならない。

第1は、14歳以上の就業者総数に占める非農業就業者数が、1920年代に70%を超えたこと、しかも1920年についてみれば、非農業就業者中製造業従事者が27.2%と圧倒的に多く、次いで商業部門（卸売、小売）が13.9%になったことである。

合衆国では1870年にすでに非農業就業者が過半数を超えていた。それが1914年に2,530万人で69.7%、1917年には2,740万人で71.7%、1920年には2,880万人で73.5%、1925年には3,310万人で77.5%、1929年には3,570万人で76.8%と80%近い比率に増大した。

合衆国の産業構造が圧倒的に非農業、しかも工業国の性格を帯びるようになったことが明ら

第14表 製造業における部門別投下資本額推移 (1899-1929年)

単位100万ドル

年次	投資総額	輸送機(自動車)	食品	繊維	皮革	ゴム	紙・パルプ	化学	石油精製	窯業	鉄鋼	非鉄金属	機械(除輸送機)
1899年	8,168	173 (36)	1,576 (19.3%)	1,366 (16.7%)	335	78	218	457 (5.6%)	95	336	810 (10.7%)	360	924 (11.3%)
1904	11,588	169 (29)	2,230	1,783	452	99	354	634	136	554	1,544	455	1,309
1909	16,937	390 (184)	2,935	2,550	659	102	523	911	182	860	2,411	705	1,860
1914	20,784	685 (426)	3,668 (13.9%)	2,881	743	268 (1.3%)	689	1,280 (6.2%)	326	990	2,836 (13.6%)	827	2,331 (11.2%)
1919	40,289	2,326 (1,816)	6,272	6,205	1,523	960	1,195	2,594	1,170	1,267	5,671	1,484	4,700
1929	59,072	3,264 (2,575)	8,881 (13.0%)	7,687	1,167	1,088 (1.8%)	2,060	3,942 (6.7%)	5,745 (9.7%)	2,351	6,226 (10.5%)	2,194	1,833 (9.9%)

( ) 内百分比は当該部門の投資額の製造業部門全体に対する割合。

(出所) *Historical Statistics of the United States*, Washington 1975, p. 684, から。かであろう<sup>78)</sup>。

第2は、製造業部門についてみる(第14表)と、1899年には投下資本総額は81億7,000万ドル。うち加工食品、(19.3%)、繊維(16.7%)、機械(11.3%)、鉄鋼(10.7%)、化学(5.6%)の順となっていたが、1929年には投下資本総額そのものが591億ドルと7倍強も急増しているなか、構成比も変化しており、加工食品(15.0%)、繊維(13.0%)、鉄鋼(10.5%)、機械(9.9%)、石油精製(9.7%)、化学(6.7%)、輸送機(5.5%、うち自動車4.4%)となっている。ここで注目しておきたいことは、国際競争力の低下が議論される今日のアメリカ産業のなかで、揺がない底力を示している化学(医薬品を含む)、自動車、電機(家電を除く)<sup>79)</sup>が、この時期に急成長してアメリカ産業の顔として台頭している事実である。

第3は、アメリカ製造業における従業員総数に占める(a)非生産従業員(non-production employee)と、(b)生産労働者(production worker)の割合の、部門別相違である。

一般的にみると、第1次大戦勃発期から1929年までのあいだに、非生産従業員(ホワイト・カラー)の占める割合は13%強で推移しているが、1919年についてみると、この時期の代表的

産業である電機産業では21.0%、化学工業では24.2%、ゴム工業では22.8%、石油精製業では17.8%、加工食品工業では18.3%と平均値を大幅に上回っている<sup>80)</sup>。これに対して繊維工業では僅か5.4%に過ぎない。この違いは巨大法人企業の成立いかん、従って本社機構の整備いかんと密接に関係していたと考えてよい。

第4は、アメリカ製造業における従業員の2階層(ホワイト・カラーとブルー・カラー)への分化に伴って生じた、支払額の面で現われた階層分化である。ここで、俸給支払総額が、全製造業についてみた場合、平均して23%強を占めるようになってきていることに注目されたい。その上で1919年の数字を見ると、電機産業では28.2%、加工食品業で27.0%、化学工業で38.4%、ゴム産業で30.5%を占めていたことに瞠目しておかねばならない<sup>81)</sup>。

本社勤務の者、研究開発(R&D)に従事するものが相対的に高給を支払われていたということである。経営者(管理者)の時代が定着していた事実を意識を留めておかねばならない。社会学的に見れば「新中間層」の形成という事実である。

5. ビジネス・システムの変化（次号）

F. 第1次世界大戦のアメリカ経済への影響と1920年代の「繁栄」（2）——金融構造の変化と1929年恐慌（次号）

注

- 1) ヘンリー・フォードによる「移動式組立工場」の成功については、多くの研究があるが、差し当り、近年の研究、Ray Batchelor, *Henry Ford: Mass Production, Modernism and Design*, Manchester U.P., Manchester 1994, pp. 39-63, を参照。
- 2) Adolf Berle and Gardiner Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, rep. ed., New York 1963 [北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』, 文雅堂, 1958年].
- 3) ここで本論文の題目にかかわる「法人資本主義」について、暫定的につきのような定義を与えておく。これは、corporate capitalism という概念に対して楠井が与えた日本語訳である。20世紀初めに編成替えされたアメリカ資本主義に対しては、その性格をめぐって合衆国でも多くの議論があり、旧くは「金融資本主義」(N・S・B・グラス), 「独占資本」(ポール・スウィージー), 近年では「経営者資本主義」(A・D・チャンドラー), という概念が与えられ、論争が続いて来た。こうしたなかで新たに<corporate capitalism>なる概念で捉えようとする議論がマーティン・J・スクラーなどによって提出されている。

本論文で使用されている「法人資本主義」は、このスクラーなどの研究を受けて楠井が独自に、提出した概念である。第1は、19世紀のアメリカ資本主義と決定的に異なる20世紀のアメリカ資本主義の特徴を言い現わすために用いられた概念である。第2は、これを生み出した条件として、次の事実が想起されている。①19世紀アメリカ資本主義の発展を支えて来た独立自営農民層が再生産の経済的基盤(フロンティア)を失い、巨大法人企業がこれに代ってアメリカ資本主義の発展を担うようになった事実。そして、②アメリカ民衆に新しい経済的生活条件(地位と所得)を提供する重要な役割を担うようになった事実、がこれである。第3は、その特徴である。20世紀初めの政治・経済的諸改革(とくに独占禁止政策)で、成立した巨大企業が弾劾されず、「人の法的地位」とほとんど同等の権利をもつものとして社会的に認知されたこと。その代り、「公共の福祉」と「公共の利益」を侵害しないよう厳格な「規制」下におかれたこと。言いかえれば、巨大法人企業の圧倒的に優位な生産力が認められ、それが、私的に利用

されず公的に活用されるように歯止めがおかれたことである。そのことによって、「巨大法人企業の利益」が「アメリカ合衆国市民の利益」であり、「アメリカ合衆国の国民的利益」であるという、三者共存の利害調和の関係が展望されるに至ったことを指摘しておかねばならない。

一言でいえば、「法人資本主義」とは、巨大法人企業の生産力を基礎に、連邦政府と巨大企業と民衆の利益を同一方向に向けようと再編成された資本主義とよかろう。ニューディール期に完成された20世紀アメリカの社会経済的枠組み(①政府と巨大企業との調和と協力, ②労働立法にみられる労使協調の展望, ③社会保障制度の整備による「弱者」の救済, ④農業政策)は、この理念のもとで成立した。20世紀の合衆国を他国に比して圧倒的に優位な生産力を保持させ、「繁栄」に導き、民主制度を維持させたのは、他でもなく、この再編成された国民的な生産力体系であった。この体系が、多国籍企業の全面的展開のなかで崩れ、諸利害の調和の仕組みが、現実的にも理念的にも解体した時、筆者はその「変質」をみる。

- 4) 産業部門別にみた産出高比率(百分比)は以下の通り。

年次	農業	工業	製造業	建設業
1839	72	1	17	10
49	60	1	30	10
59	56	1	32	11
69	53	2	33	12
79	49	3	37	11
89	37	4	48	11
99	33	5	53	9

(出所) Robert E. Gallman, "Commodity Output, 1839-1899", in: Willam Parker (ed.), *Trends in the American Economy in the 19th Century*, New York 1960, p. 26, より。

- 5) 差し当り、谷口明文『アメリカ初期トラストの研究』, 大阪経済大学経営研究所, 1984年;塩見治人・溝田誠吾・谷口明文・宮崎信二『アメリカ・ビッグビジネス成立史』, 東洋経済新報社, 1986年を参照。
- 6) この団体は、「中西部」と「南部」を中心に発達した農民同盟。元来、農民同士の親睦や互助、自主的な学習を目的に発足したが、農業不況の深まりから統合を重ね、飛躍的に発展した。協同出荷、協同購入のような協同的事業を期待し、反独占の運動を展開するとともに、連邦政府による通貨の国家管理を要求した。小沢健二『アメリカ農業の形成と農民運動——19世紀後半の中西部を中心として——』, 日本経済評論社, 1990年;岡田泰男「アメリカ中西部の農民運動」,

『社会経済史学』, XLVI/5, 1981年.

- 7) 農民の団体, ファーマーズ・アライアンスを母胎に発展した共和・民主両党に対立する第三党化の運動. カンザス, ネブラスカなど大平原諸州から起こり, 全国に広がった. 1892年2月, セントルイスでポピュリスト党(人民党)を結成. 連邦政府による通貨発行と管理, 農民金融公庫, 銀貨の無制限鑄造, 運輸・通信手段の国有化・国営化などを要求した. 1896年の大統領選挙で, かれらと対立する共和党マッキンリーが当選したこと, 1897年以降景気が急速に回復したことなどで, 急速に衰退した. John D. Hicks, *The Populist Revolt*, Minneapolis 1931; O. Gene Clanton, *Kansas Populism*, Lawrence 1969; 大塚秀之「南部ポピュリズム」, 鈴木圭介編『アメリカ独占資本主義』, 弘文堂, 1980年, 所収, を参照.

#### 地域別にみた小作農の動向

Census Region	1880年	1930年	1950年
New England	8.5%	6.3	3.7
Middle Atlantic	19.2	16.2	7.9
East North Central	20.5	27.3	19.8
West North Central	20.5	39.9	28.2
South Atlantic	36.1	48.1	32.1
East South Central	36.8	55.9	36.6
West South Central	35.2	62.3	33.7
Mountain	7.4	24.4	16.0
Pacific	16.8	18.9*	11.6*
U.S. total	25.6	42.4*	26.9*

\* ハワイとアラスカを含む.

(出所) Lance E. Davis, et al., *American Economic Growth*, New York 1972, p. 396, より.

- 8) Naomi R. Lamoreaux, *The Great Merger Movement in American Business, 1895-1904*, Cambridge U.P., 1985. 他にこの時期の企業合同については, Ralph L. Nelson, *Merger Movements in American Industry—1895-1956*, Princeton 1959, が是非参照さるべきである.
- 9) 第4表と第5表で数字に違いがみられるのは, ラモローが注意を促しているように, この時期に継起的に合同を繰り返した企業があったことによる. Lamoreaux, *ibid.*, p. 4.
- 10) この問題について, 詳しくは, 楠井敏朗『法人資本主義の成立』, 日本経済評論社, 1994年, 第5章を参照. また, Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916: Market, the Law and Politics*, Cambridge U.P., 1988; Clair Wilcox and William G. Shepherd, *Public Policies toward Business,*

5th ed., Homewood, Ill. 1975, を参照.

- 11) 「シャーマン法」および独占禁止政策については, 松下満雄『アメリカ独占禁止法』, 東京大学出版会, 1982年, および村上政博『アメリカ独占禁止法』, 有斐閣, 1987年, を参照されたい.
- 12) *Congressional Record*, 21: 3 (21 Mar. 1890), pp. 2460ff.
- 13) 差し当り, 楠井『法人資本主義の成立』, pp. 325-26.
- 14) 「ハーランの解釈」とは, 当時(1897-1911年), 最高裁判所首席判事をつとめていたジョン・マーシャル・ハーランの主張した解釈のことである. この解釈は「条理の原則」が確立するまで, 最高裁判所はもちろん, 下級裁判所の判決でも決定的な影響をもった. Sklar, *op. cit.*, pp. 127-45. また, 楠井『法人資本主義の成立』, pp. 325-36, を参照.
- 15) 楠井, 同上書, pp. 337-51, を参照.
- 16) Mansel G. Blackford and K. Austin Kerr, *Business Enterprise in American History*, Boston 1986, pp. 230-31.
- 17) Sklar, *op. cit.*, 楠井, 前掲書, pp. 337-43, を参照.
- 18) Sklar, *ibid.*, pp. 364-66, 368-69, 370-75, 285-97. また, 楠井, 前掲書, pp. 343-47, を参照.
- 19) Sklar, *ibid.*, pp. 325-32. また, 楠井, 同上書, pp. 347-51, を参照. 「クレイトン法」および「連邦取引委員会法」については, 他に, 松下満雄, 前掲書, pp. 9-30, を参照.
- 20) Sklar, *ibid.*, pp. 328-29; 松下, 同上書, pp. 19-30, を参照.
- 21) Sklar, *ibid.*, pp. 331-32; Blackford and Kerr, *op. cit.*, pp. 250-51.
- 22, 23) この点については, 楠井, 前掲書, 第4章, とくに pp. 214-29; 同『アメリカ資本主義と民主主義』, 多賀出版, 1986年, 第5章, を参照.
- 24) 楠井, 『法人資本主義の成立』, pp. 229-40, を参照.
- 25) 鹿野忠生の研究によれば, 19世紀末から20世紀初めの英米貿易関係は, 大きく下表のように変化した.
- 26) 1904年について貿易構造の変化をみると次の通りであった. 対ドイツ関係では, 化学製品, 医薬品, 染料や綿製品の輸入が増加して, 原綿や畜産物が輸出. 対フランス関係では, 絹製品の輸入と原綿の輸出が大きな割合を占めた. ほかに対カナダ関係では, 鉄鋼製品, 石炭, コークス, 炭塵が輸出, 金属鉱物, 同製品が輸入され, 対ブラジル関係では, コーヒーと並んで, 天然ゴム等工業原料が輸入された. 鹿野, 前掲書, pp. 141-42.
- また, 直接投資についてみると, 1897年の投

19世紀末—20世紀初めの英米貿易関係の変化（単位100万ドル）

		1871年		1880年		1889年		1904年
輸入品	1	鉄鋼製品 47.3(21.4%)	鉄鋼製品	57.3(27.2%)	鉄鋼製品	33.5(18.8%)	亜麻・麻・ 黄麻製品	13.3(8.3%)
	2	羊毛製品 37.0(16.8%)	亜麻・麻・ 黄麻製品	21.4(10.2%)	羊毛製品	28.3(15.9%)	綿製品	13.0(7.9%)
	3	綿製品 26.5(12.0%)	羊毛製品	19.4(9.2%)	亜麻・麻・ 黄麻製品	19.6(11.0%)	鉄鋼製品	7.3(4.4%)
輸出品	1	原綿 166.0(61.5%)	穀物	154.6(34.3%)	原綿	146.6(38.6%)	原綿	195.6(36.9%)
	2	穀物 43.2(16.0%)	原綿	141.1(31.3%)	穀物	74.5(19.6%)	食肉	77.1(14.5%)
	3	畜産物 19.9(7.4%)	畜産物	72.1(16.0%)	畜産物	49.0(12.9%)	畜産物	50.1(9.5%)

(出所) 鹿野忠生『アメリカ保護主義の基礎研究』創言社, 1984年, p. 139.

資額は6億8,450万ドル。うち、メキシコへの鉄道投資が1億1,100万ドルで最も多く、次いで、カナダの製造業への投資が5,500万ドル、ヨーロッパの製造業への投資が3,500万ドルと続いている。Cleona Lawis, *America's Stake in International Investments*, Washington D.C. 1938, pp. 575-610, を参照。

- 27) 楠井『アメリカ資本主義と民主主義』, 第5章, とくに, pp. 301-10, を参照。
- 28) 独立国庫制度とは、ジャクソン大統領の特許更新拒否によって、ナショナル・バンクとして存立することが出来なくなった第2合衆国銀行に代って、合衆国の財政資金の管理機関として設置された機関。ワシントンに本金庫がおかれた他、全国9都市に支金庫がおかれた。最初は純粋に財政業務に限定されたが、1850年代から、景気後退期に合衆国公債の買オペを行なって金融市場の調整政策を行なうようになり、さらに南北戦争後は、この調整業務を拡大し、中央銀行制度を欠いた合衆国で、中央銀行の果す業務を代行した。独立国庫制度の正式の廃止は、1920年5月であった。しかし、連邦準備制度は、1915年11月に財政代理関となった。Margaret G. Myers, *A Financial History of the United States*, Columbia U. P., New York 1973, p. 276 [吹春寛一訳『アメリカ金融史』, 日本図書, 1979年, p. 323]。
- 29) 国法銀行券の廃止処分は、次の形でなされた。  
①加盟国法銀行は、連邦準備法制定後2~20年間に、回収する。②連邦準備銀行は、これを行なうために国法銀行券発行の担保となっていた合衆国公債を、年当り2,500万ドルを超えない額購入する。③その購入公債は、短期政府債または年利3%償還期限30年の連邦債と交換可能であり、これで償却する。以上である。
- 30) この時期の関税政策については、F.W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 6th ed, New York 1914, pp. 361-449; Ditto, *Some Aspects of the Tariff Question*, London 1915, を参照。邦語では、鹿野、前掲書がすぐれてお

り、鹿野の別の論文「アメリカの産業・貿易構造と関税問題」、桑原莞爾・井上巽・伊藤昌太編『イギリス資本主義と帝国主義世界』, 九州大学出版会, 1990年, 第10章, も参照さるべきである。

- 31) Blackford and Kerr, *op. cit.*, p. 251.
- 32) Taussig, *Tariff History*, pp. 407-08.
- 33) 合衆国憲法修正第16条(1913年)「合衆国議会は、その源泉のいかににかかわらず、所得<sup>インカムズ</sup>に対して課税をなし、税金を徴集する権限<sup>パワー</sup>を有するものとする……」。T・I・エマソン・木下毅『現代アメリカ憲法』, 東京大学出版会, 1978年, p. xxiii.
- 34) Taussig, *The Tariff History*, pp. v, 418-20.
- 35) Taussig, *ibid.*, pp. 418 ff.
- 36) 「アンダーウッド関税法」第2節で定められた所得税はつぎのものであった。個人対して年収3,000ドルまでの所得者に対しては免税。夫婦者に対しては4,000ドルまで免税。免税水準を超えた所得者には、一律1%の税を加算。さらに、年収2万ドル以上の者に対しては、超過額に対して累進税(最高税率7%)を課す。Blackford and Kerr, *op. cit.*, p. 251, および鹿野「アメリカの産業・貿易構造と関税問題」, を参照。
- 37) 「通商権限」とは、合衆国憲法第1条第8節第3項に定められたもので、「諸外国との通商、および各州間ならびにインディアン諸部族との通商」に対して有する連邦議会の権限のことをいう。これは、州と連邦とのあいだに定められた「権限」分割とかかわるもので、両者のあいだで起こりうるトラブルを避けるために定められた重要な憲法条項であった。だが、資本主義の発達とともに、州境を越え企業活動が進み、<sup>インターステイト・コマース</sup>「州際商業」が不可避になった時、この「権限」の範囲をどう定めるかが、連邦最高裁判所の重要な仕事となった。連邦法で設立された銀行(例えば合衆国銀行)の各州での営業範囲をどうするか、逆に州法で設立された企業(銀行を含む)の全国的な活動条件をどうするか、解決さるべき争点となったからである。「州際商



- 業法」あるいは「独占禁止法」は、その一つの基準を示したものであったし、遡ってジャクソン期の第2合衆国銀行の特許更新拒否も同様であった。
- 38) 建国期とくにジャクソン期にみられた「通商権限」の拡大解釈に対する抵抗については、差し当たり、楠井敏朗『『アメリカ体制』と『ジャクソニアン・デモクラシー』』(1)-(11),『横浜経営研究』, III/2 (1982年), III/3 (1982年), III/4 (1983年), IV/3 (1983年), IV/4 (1984年), VIII/3 (1987年), IX/1 (1988年), IX/3 (1988年), IX/4 (1989年), X/1 (1989年), X/2 (1989年)を参照。
- 39) 1880年代以降製造企業の株式会社形態への再組織が進んだが、これらに対してどの程度まで「所有権」と「契約の自由」を認めるかは、法理論上重要な問題となった。合衆国の法体系は、この点において、「公の利益」と「一般的福祉」を重視する観点に立って制限を課して来たが、特殊的には商品の生産や流通、あるいは企業の組織革新にかかわって生じた諸々の問題については、きわめて好意的に取扱って来た。このなかで合衆国憲法修正第5条および同修正第14条に規定されている「人の法的地位」が株式会社に拡張適用されたことは、特筆さるべきことである。1886年合衆国最高裁判所によるサンタ・クララの判決でこれが最初に認められ、その後20世紀初頭までに、最高裁判所は、株式会社の「所有権」と「自由権」を確実に保証する方向に歩みを進めた。Sklar, *op. cit.*, p. 49; 楠井『法人資本主義の成立』, pp. 317-18, を参照。
- 40) 鈴木圭介『アメリカ経済史 II』, 東京大学出版会, 第1章 第1節及び第2章 第1節 (大塚秀之稿), pp. 81-102, 269-70, を参照。
- 41) David Montgomery, *Workers' Control in America: Studies in the History of Work, Technology and Labor Struggle*, New York 1979; 塩見治人「アメリカにおける工場制度の変質と内部請負制度」,『経営史学』, 20/2, 1985年; 竹田有「工業化とアメリカ労働者の対応」, 関西アメリカ史研究会編著『アメリカの歴史下』柳原書店, 1982年, pp. 29-43, を参照。
- 42) Daniel Nelson, *Managers and Workers: Origins of the New Factory System in the United States, 1880-1920*, University of Wisconsin Press, 1975, pp. 3-4.
- 43) David Montgomery, "Workers Control of Machine Production in the 19th Century", *Labor History*, 17/4, Fall 1976, pp. 485-509; Katherine Stone, "The Origins of Job Structures in the Steel Industry", *Radical America*, 7, 1973, pp. 19-64; Melvyn Dubfsky, *Industrialism and the American Worker, 1865-1920*, Arlington Heights, Ill. 1975; ditto, "The Origin of Western Working Class Radicalism, 1890-1950", *Labor History*, 7/2, Spring 1966, pp. 131-54; Izwin Yellowitz, "Skilled Workers and Mechanization: The Laster", *Labor History*, 18/2, 1977, pp. 197-213, など。また Herbert G. Gutman, *Work, Culture and Society in Industrializing America*, University of Illinois Press, 1975 [大下尚一他訳『金びか時代のアメリカ』, 平凡社, 1986年]を参照。
- 44) P.K. Edwards, *Strikes in the United States, 1881-1974*, New York 1981.
- 45) この時期の労働問題については、鈴木圭介『アメリカ経済史 II』, 第1章 第2節 (大塚秀之稿)を参照。また、神代和欣『アメリカ産業民主制の研究』, 東京大学出版会, 1966年; 津田真澄『アメリカ労働運動史』, 総合労働研究所, 1972年; 平尾武久『アメリカ労働管理の史的構造』, 千倉書房, 1984年, を参照。
- ここで「クローズドショップ」(closed-shop)とは、全従業員が単一組合に加入し、使用者が組合員以外の労働者を雇用することのできない制度。これに対して「オープンショップ制」(open-shop)とは、労働者が自らの意思で労働組合に加入するか否かを決断でき、組合を除名、あるいは参加しない者に対しても使用者が雇用機会を与えることが出来る制度をいう。
- 46) Blackford and Kerr, *op. cit.*, pp. 236-41.
- 47) *Ibid.*, pp. 236-39.
- 48) *Ibid.*, p. 237, 同連盟には労働組合の指導者はもちろん、全国有力会社の約1/3が加盟した。Th・ローズヴェルト政権を支えた有力な団体で、第2代会長は、投資銀行家で指導的な民主党员、A・ベルモント (1904~07年), 第3代会長は前コロンビア大学総長でニューヨーク市長をつとめたことのあるS・ロウ (1908~14年)が就任した。元大統領グローバー・クリーヴランドをはじめ、アンドゥルー・カーネギー, AFL会長のサミュエル・ゴンパース, 統一炭鉱労組の会長ジョン・ミッチェル, 農業団体のN・J・バチェルダ, U・S・スチール社およびインターナショナル・パーヴェスター社会長のヘンリー・フィリップなどが名を連らねた。Sklar, *op. cit.*, pp. 205-06, n)35, を参照。
- 49) Blackford and Kerr, *op. cit.*, p. 238.
- 50) Blackford and Kerr, *ibid.*, p. 238. 「コーポレート・リベラリズムについては、Martin J. Sklar, "Woodrow Wilson and the Political Economy of Modern United States Liberalism", *Studies on the Left*, 1/3, Fall 1960, pp.117-47, 以来スクラーによって、提唱された概念で、革新主義期の「自由主義」を理解するために用いられたものである。これについては、高橋章「アメリカ【ニュー・レフト史学】」,『歴史評論』, 341号, 1978年; 同「『コーポリット・リベラリズム』論

- ノート], 『大阪市立大学人文研究』 31/8, 1979年; 同「『コーポリット・リベリズム』論再号」, 『歴史科学』, 84, 1981年2月; 黒川勝利『企業社会とアメリカ労働者』, 御茶の水書房, 1988年, 第1章などを参照。
- 51) このような観点から, この時代の経済政策, とくに「独占禁止政策」の意義を問うたのは, マーティン・J・スクラーの前掲書 (*The Corporate Restructuring of American Capitalism*) である。また楠井『法人資本主義の成立』, 第5章, を参照。
- 52) Blackford and Kerr, *op. cit.*, pp. 240-41. 同機関の創設を決定した1912年の全国大会には, 全国各州の392の商工団体から約700人の代表者が参加した。
- 53) この時期の移民については, 鈴木圭介『アメリカ経済史Ⅱ』第2章第1節(大塚秀之稿)を参照。またエスニック問題については, 松本悠子「移民とエスニック・コミュニティ」, 関西アメリカ史研究会編著『アメリカの歴史 下』, pp. 57-70, を参照。
- 54) Blackford and Kerr, *op. cit.*, pp. 257-60.
- 55) この点については, 大塚秀之のすぐれた研究が是非参照されなければならない。大塚秀之「合衆国労使関係委員会最終報告にかんする一考察」, 『神戸市外国語大学研究年報』, 23, 1985年; 同「1910年代のアメリカ黒人の就業構造」, 『神戸市外国語大学研究年報』 9, 1972年; 同「アメリカ独占資本主義確立期の労働市場」, 『神戸市外国語大学研究年報』, 22, 1984年。
- 56) 第1次世界大戦のアメリカ経済に及ぼした影響については, 差し当り, Daniel R. Beaver, *Newton D. Baker and the American War Effect, 1917-1919*, 1966, を参照。
- 57) これら2つの管理局は, 1917年8月10日制定された Lever Food and Fuel Control Act of 1917で設立された。食料管理局の長官にはハーバート・フーバーが任命された。戦時中の全国の食糧供給の保証, 市場価格の安定, 軍事目的での買上げ, 小麦の増産, 養豚事業の育成などの政策を行なった。William C. Mullendore, *History of the United States Food Administration*, 1958, 燃料管理局長官には, ハリー・A・ガーフィールドが就任した。
- 58) Robert D. Cuff, *The War Industries Board: Business-Government Relations during World War I*, Baltimore, Johns Hopkins U.P., 1973.
- 59) U.S. Bureau of Labor Statistics, *National Labor Board: A History of Its Formation and Activities, Together with Its Awards and the Documents of Importance in the Record of Its Document*, Washington, D.C. 1922.
- 1917年合衆国が参戦した時, AFLの会長で, 全国国防委員会の労働問題の部会長を勤めたサミュエル・ゴンバースは, 労使双方の代表者に対して, 戦中期のストライキ, ロックアウト休戦を呼びかけた。この「休戦」の条件のなかには, ①雇用者による8時間労働日の承認, ②労働者の組合加盟権の承認, ③団体交渉権の承認が含まれた。こうした呼びかけには大方の理解が得られたが, 社会党系の労働者, とくに世界産業労働組合 (IWW, 1905年: <sup>クラフト・ユニオニズム</sup>職能別組合主義 <sup>インダストリアル・ユニオニズム</sup>に賛成し, 産業別組合主義に批判的なAFLから離れて組織された組合) は, これに反対した。そこで労使問題の全面的解決は困難だと判断されて, ウィルソンは, 1918年, 経営者, 労働者, 政府の三者の代表者からなる戦時労働協議会 (War Labor Conference Board) を設置, 問題解決に当たった。この協議会の勧告によって創設されたのが全国戦時労働委員会であった。同委員会は1500以上の争議の調整に成功した。
- 60) 鈴木圭介『アメリカ経済史Ⅱ』, 第3章第1節(黒川勝利稿), とくに pp. 423-24, を参照。
- 61) William R. Doezema, "United States Railroad Administration", in Keith L. Bryant, Jr., *Railroad in the Age of Regulation, 1900-1980*, 1988, を参照。
- 62) Railroad Control Act (1918年) は, 次のことを定めた。①鉄道会社に対して1917年6月30日を最終日とする過去3年間の平均に基づく最低所得を保証, ②U.S. 鉄道協会に対してこの計画を実行するために5億ドルを提供, ③戦争終結後21カ月内に鉄道会社に対して営業権を返還。
- 63) Robert D. Patton and Clinton Warne, *The Development of the American Economy*, Glenview, Ill. 1963, p. 266.
- 64) これは, 1916年9月8日制定の <sup>レヴェニュー・アクト</sup>歳入法によるものであった。免税対象者は変えなかった(本論文(上), 注36) 参照) が, 基本税率をほぼ2倍に上げた。個人に対する付加率は, 従来は最高税率が50万ドル以上の所得者に対して6%であったのが, 200万ドル以上の所得者に対して最高13%にまで上げられた。M. Myers, *Financial History*, pp. 278-79 [吹春寛一訳, p. 326]。
- 65) 超過利潤税は, 軍需品製造業者に課せられたもので純利益に対して12.5%の追加税となった。また, 法人企業に対しては資本金・剰余金・未分配利益の総額について, 1,000ドル当り50ct.の新税が課せられた。M. Myers, *op. cit.*, pp. 278-79 [吹春訳, p. 326]。
- 1917年10月の修正では, 免税対象者を, 妻帯者, 独身を問わず, 一律1,000ドルまで引下げたが, 扶養家族に対しては1人に対して200ドルの <sup>ノーマル・レイト</sup>免税を認めた。基本税率を個人には4%, 法人企業には6%まで引上げ, 付加税は累進税として, 100万ドルの所得者については, 最高63%の

税率にまで引上げた。1818年の歳入法では、基本税率がさらに引上げられ、個人6%、法人企業12%となった。Ibid, p. 279 [吹春訳, p. 327].

66) 連邦議会は、その会期で第1回の自由公債法を制定(1917年4月24日)、50億ドルまで長期債、20億ドルまで短期債の発行を許可した。金利は3.5%に抑えられ、額面価格(50ドル)以下の売却は認められなかった。その後の発行は次の通りであった。

第2回は1917年10月で4%利付債40億ドル、第3回は1918年4月で4.25%利付債で40億ドル、第4回は1918年9月で4.25%利付債、70億ドル、戦勝公債は償還期間1~5年の中・短期債で45億であった。Myers, *op. cit.*, pp. 280-81 [吹春訳, p. 328].

67) Vincent P. Carosso, *Investment Banking in America: A History*, Cambridge, Mass., 1970, pp. 225-27.

68) *Ibid.*, p. 225.

69) Benjamin H. Beckhart, *Federal Reserve System*, American Institution of Banking, New York 1972, p. 158 [矢尾次郎監訳、藤田正寛・三木谷良一・石垣健一訳『米国連邦準備制度』、東洋経済新報社、1978年、p. 195]。第1・2回の自由公債の時には4カ月毎の分割払い、第3・4回の自由公債と戦勝公債の際には6カ月の分割払いが認められた。

70) M. Myers, *op. cit.*, p. 281 [吹春訳, p. 328].

71) Beckhart, *op. cit.*, p. 159 [矢尾監訳, p. 196]。この証書は、まず連邦準備銀行に売却され、次に加盟銀行に対して、時には強要にも似た形で売却された。だが、この証書の金利が比較的高かった時には個人投資家によっても買取られた。この証書の1つの特典は、自由公債の支払いにも用いられたこと。Myers, *op. cit.*, p. 282 [吹春訳, p. 331].

72) *Ibid.*, p. 283 [吹春訳, p. 331]。このことは、当時、政府の預金には準備金を積立てる必要がなかったから歓迎された。

73) 貿易収支黒字幅の増大(単位100万ドル)は次の通り。

年次	黒字幅	年次	黒字幅	年次	黒字幅
1914年	541	1920年	2,880	1926年	852
15	1,091	21	1,297	27	303
16	2,599	22	473	28	695
17	3,131	23	473	29	1,448
18	3,278	24	79	30	686
19	4,457	25	759		

(出所) *Historical Statistics of the United States*, Washington 1975, p. 884, から。

74) 連合王国及びフランスの輸出は次の通り。  
(単位億ドル)

年次	輸出総額	連合王国	フランス
1914年	23.7	5.9	1.6
1917	62.3	20.0	9.4
1920	82.3	18.3	6.8

(出所) *Historical Statistics of the United States*, Washington 1975, p. 903, から。

75) この点については、差し当り、Sidney Ratner, James H. Soltow and Richard Sylla, *The Evolution of the American Economy: Growth, Welfare, and Decision Making*, New York 1979, pp. 420-23, を参照。

76) 戦時中に設立された戦時金融公社(War Finance Coporation, 1918年)、協同組合法(Co-Operation Act, 1922年)の制定、連邦農業信用組合法((Agricultural Credit Act, 1923年)の制定、農産物販売促進法(Agricultural Marketing Act, 1929年)の制定を想起されたい。Theodore Saloutos and John D. Hicks, *Twentieth-Century Populism: Agricultural Discontent in the Midwest, 1900-1931*, Lincoln, Neb. 1951; James H. Shideler, *Farm Crisis, 1919-1923*, 1957, を参照。

77) この時期の産業構造の変化と特徴については、つぎの文献を参照。Walter Adams, ed., *The Structure of American Industry*, 4th ed., New York 1971; Leonard W. Weiss, *Case Studies in American Industry*, 2nd ed., New York 1971, など。また、Thomas C. Cockran, *200 Years of American Business*, New York 1977, pp. 153-70, も参照。技術の発展については、Nathan Rosenberg, *Technology and American Economic Growth*, New York 1972, がよい。

78) *Historical Statistics of the United States*, Washington, D.C. 1975, pp. 126, 137. 1870年センサスでは16歳以上の労働人口総数は1250万人。うち農業従事者は595万人で非農業従事者は656万人(52.5%)であった。

79) この点については、後に立ち戻るが、差し当り、A.D. Chandler, Jr., "Competitive Performance of U.S. Industrial Enterprises since the Second World War", *Business History Review*, 68, Spring 1994, pp. 1-59, を参照。

80) *Historical Statistics of the United States*, 1975, pp. 668, 670, 674, 675, 676, を参照。

81) *Ibid.*  
(未完・続)

[くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授]